

高根沢町景観ガイドライン



平成24年3月
栃木県高根沢町

高根沢町景観ガイドライン

もくじ

高根沢町景観ガイドラインについて	1
『高根沢町景観計画』について	2
高根沢町景観ガイドラインの構成	4
ガイドラインの内容及び解説	
1．建築物及び工作物に係る基本的事項	
(1)高根沢町らしい景観への配慮	6
(2)眺望点とその対象となる景観への配慮	6
(3)景観の多様な機能への配慮	7
(4)条例などへの配慮	7
2．建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
(1)位置及び規模	8
(2)形態及び意匠	14
(3)色彩	18
(4)材料	22
(5)敷地の緑化	24
(6)その他	27
3．工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
(1)位置及び規模	32
(2)形態及び意匠	37
(3)色彩	39
(4)材料	40
(5)敷地の緑化	42
(6)その他	45
4．土地の区画形質の変更	
(1)土地の形状及び緑化	49
(2)その他	52
5．屋外における土石・再生資源などの物件の堆積	
(1)位置及び規模	53
6．木竹の伐採	
(1)位置及び規模	55
(2)その他	57
景観ガイドラインにおける用語の定義について	58

高根沢町景観ガイドラインについて

《景観ガイドライン策定の目的》

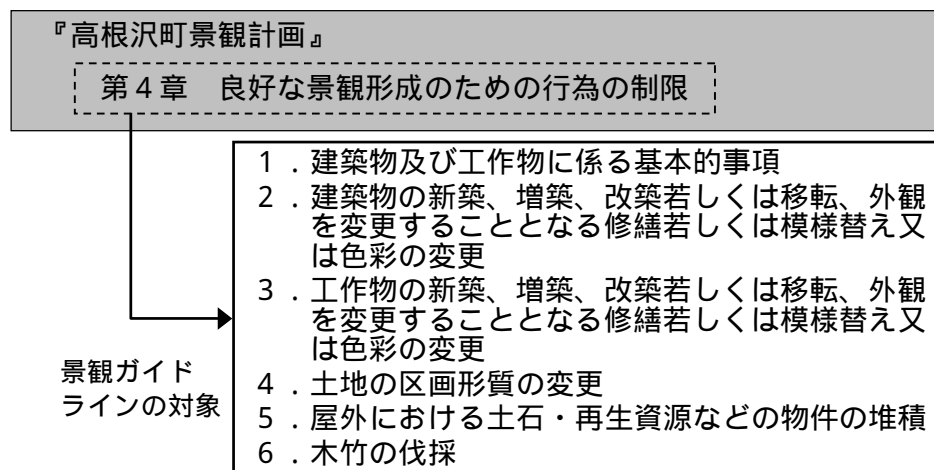
高根沢町は、町の財産である「景観」の形成及び保全に取り組むため、平成20年3月に、景観法に基づき具体的な景観形成に関する誘導及び規制を図ることが可能な「景観行政団体」になりました。

景観形成の基本方針として『高根沢町景観計画』を、手続きや基本的事項に関する『高根沢町景観条例』を策定しています。

本“景観ガイドライン”については、『高根沢町景観計画』における基本方針に基づき、計画に位置づけた各種「行為の制限」に関する個別具体の方針を示し、計画の運用及び実際の協議における指針とすることを目的に策定します。

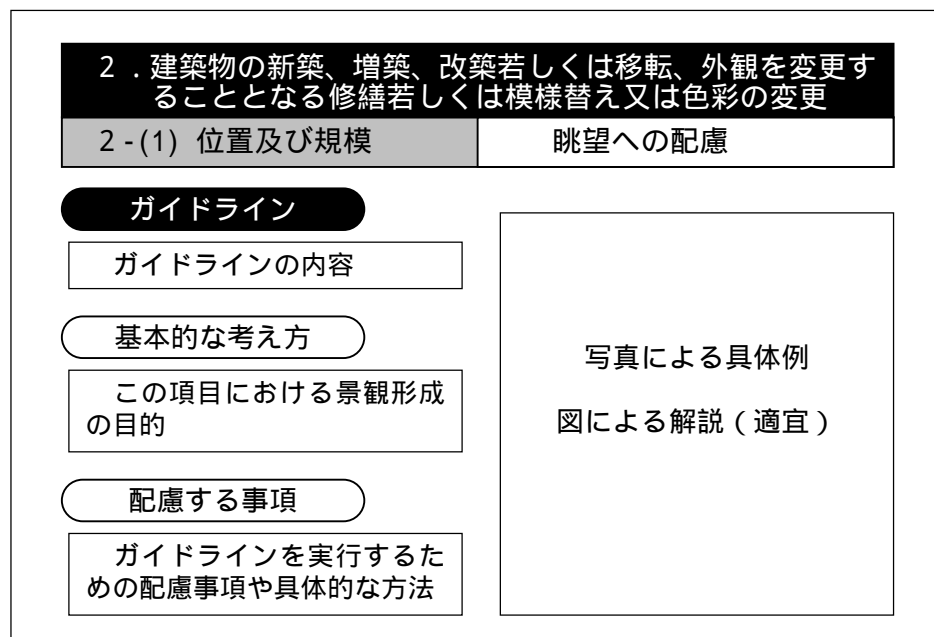
《景観ガイドラインの構成について》

景観ガイドラインの構成は、『高根沢町景観計画』に基づき、行為の制限に関する6つの大項目について、それぞれの景観形成に向けた個別具体の内容を整理します。



《景観ガイドラインの内容及び解説について》

景観ガイドラインの内容及び解説については、下の通り、各項目ごとにシートとして整理します。



『高根沢町景観計画』について

景観計画は景観計画行政の総合的な指針となるもので、「高根沢町地域経営計画2006」に適合し、「高根沢町都市計画マスタープラン」、「高根沢町環境基本計画」との整合、分野別計画、建築協定などとの連携を図っています。

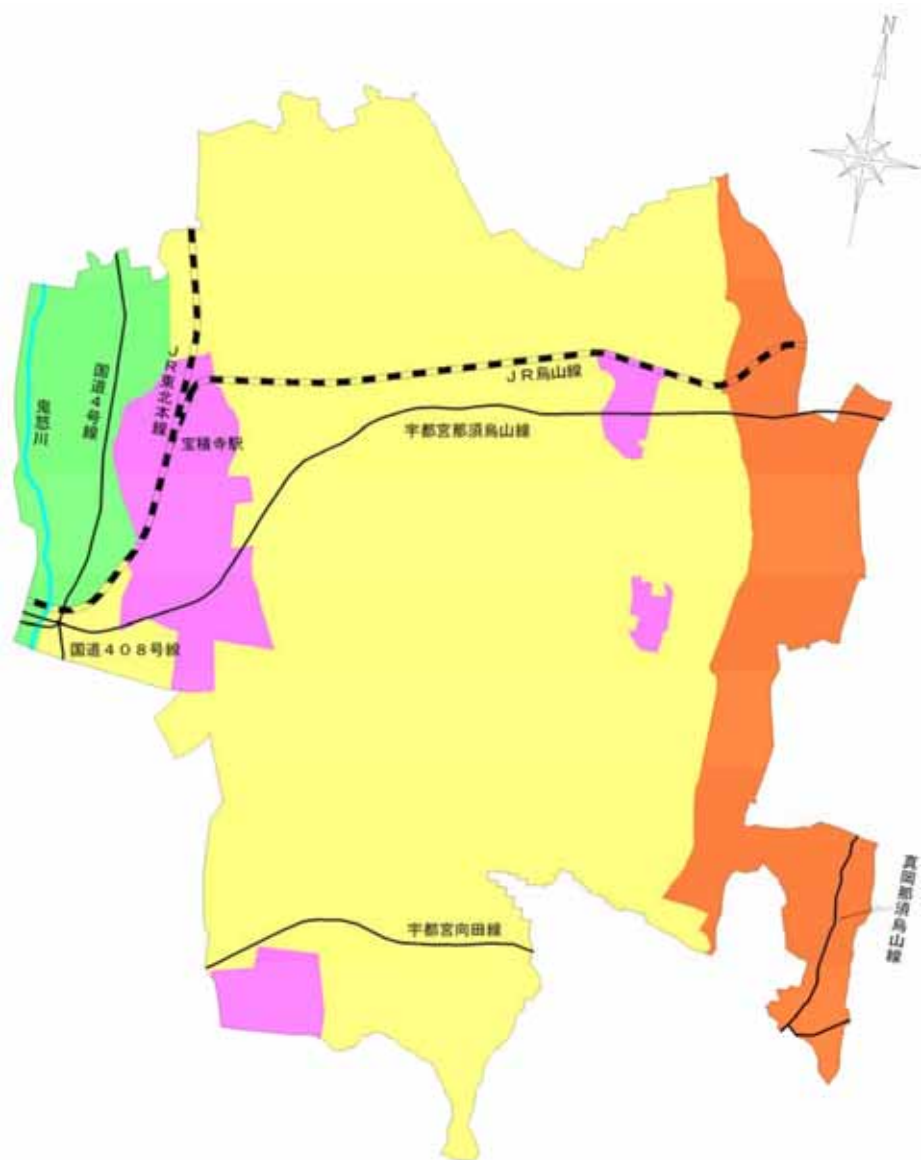
その概要は次の通りです。

(1) 景観計画の区域

《景観計画の区域》

高根沢町全域：田園、里山、河川、屋敷林に囲まれた点在する農村集落、長屋門、眺望点、整然としたまちなみ、美しい建築物などの景観資源は、すべて保全し活用すべき対象とします。

【景観区域図】



凡 例	
◎景観計画区域ゾーン区分	◎その他
田園ゾーン	行政界
丘陵ゾーン	道路
鬼怒川左岸ゾーン	JR線
市街地ゾーン	河川

(2) 良好な景観の形成に関する方針

《目標1》 自然風景、点在する農村集落、田園を守り、後代の町民に継承する。

《目標2》 美しい眺望を確保するとともに、活用する。

《目標3》 落ち着いたある市街地を形成し、保全する。

《目標4》 町民・事業者・町との協働によって、良好な景観を形成する。

(3) 景観計画区域における景観形成の方針

共通の方針

- ・ 田園や自然、屋敷林に囲まれた点在する農村集落、長屋門などの景観の保全・育成
- ・ 八溝山地、日光連山、那須連山などの眺望景観の確保と視点場の形成
- ・ 魅力ある市街地の景観形成
- ・ 景観を創造する意識の啓発

ゾーン別の方針

《田園ゾーン》

- ・ 広大な田園や河川、牧場などの豊かな自然景観を保全する。
- ・ 屋敷林に囲まれた点在する農村集落、長屋門、歴史的建造物などを保全する。
- ・ 人々が代々営み、親しんできた生活文化を継承する。

《丘陵ゾーン》

- ・ 優れた緑地景観を確保するため、里山を保全する。
- ・ 八溝山地、日光連山、那須連山などの眺めを確保する。

《鬼怒川左岸ゾーン》

- ・ 美しい河川景観、清流、田園を保全する。
- ・ 日光、那須連山などの雄大で奥行きのある眺めを確保する。
- ・ 町民と連携した清掃活動などを推進する。

《市街地ゾーン》

- ・ 地域特性を活かし、生活拠点としてふさわしい統一感と魅力ある市街地景観を形成する。
- ・ 緑化を推奨し、統一感の取れたうるおいのあるまちなみを形成する。

高根沢町景観ガイドラインの構成

区分	項目	ガイドライン	
1. 建築物及び工作物に係る基本的事項	(1)高根沢町らしい景観への配慮	高根沢町の景観特性を考慮するとともに、地形や自然条件などにより、町内各所において異なる様相を見せる景観と調和させること。	
	(2)眺望点とその対象となる景観への配慮	景観を見る場所である眺望点と、見られる対象となるさまざまな眺望景観との関係を考慮した景観形成に努めること。	
	(3)景観の多様な機能への配慮	環境保全や住みよい生活環境など、良好な景観を形成することにより確保できるさまざまな機能に配慮すること。	
	(4)条例などへの配慮	高根沢町景観条例との整合を図るとともに、自然公園法、都市計画法などに基づく施策又は県が定める景観形成に関する施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。	
2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1)位置及び規模	眺望への配慮	地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。
		稜線への配慮	山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。
		歩行者空間などへの配慮	道路、河川など公共的な空間に接する部分は、歩行者などに対する圧迫感・威圧感を緩和するような位置及び規模とすること。
		空地確保への配慮	建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。
		歴史性への配慮	歴史的な建造物などに近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。
		水辺への配慮	水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
	(2)形態及び意匠	一体性への配慮	建築物全体としての調和のとれた形態及び意匠とすること。
		周辺の景観との調和への配慮	周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。
		歩行者空間などへの配慮	道路、河川など公共的な空間に接する部分は、歩行者などに対する圧迫感・威圧感を緩和するような形態及び意匠とすること。
		歴史性への配慮	歴史的な建造物などに近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した形態及び意匠とすること。
	(3)色彩	周辺との関係への配慮	周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。
		地域性への配慮	地域の特性に配慮した色彩とすること。
	(4)材料	地域性への配慮	外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。
		耐久性への配慮	外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
	(5)敷地の緑化	敷地緑化への配慮	敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。
		既存樹木への配慮	緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景及び活用を図ること。
		緑化樹種への配慮	樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
	(6)その他	屋外駐車場への配慮	敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、まちなみや隣接する敷地との不調和が生じないようにすること。
		屋外照明の過剰光量への配慮	屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。
		工事用囲いへの配慮	工事中は、敷地の周囲の緑化や、景観に配慮した仮囲いなどにより、できる限り修景の工夫をすること。
建築物に付帯する広告物への配慮		建築物に付帯する広告物は、栃木県屋外広告物条例に基づく施策との整合性に配慮し、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	
	建築物移転跡地への配慮	建築物移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	

区分	項目	ガイドライン	
3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1)位置及び規模	眺望への配慮	地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。
		稜線への配慮	山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。
		歩行者空間などへの配慮	道路、河川など公共的な空間に接する部分は、歩行者などに対する圧迫感・威圧感を緩和するような位置及び規模とすること。
		歴史性への配慮	歴史的な建造物などに近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。
		水辺への配慮	水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
	(2)形態及び意匠	周辺の景観との調和への配慮	周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。
		歴史性への配慮	歴史的な建築物などに近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又は歴史的な建造物と調和する形態及び意匠とすること。
	(3)色彩	地域性への配慮	地域の特性に配慮した色彩とすること。
	(4)材料	地域性への配慮	外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。
		耐久性への配慮	外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
	(5)敷地の緑化	敷地緑化への配慮	敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。
		既存樹木への配慮	緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景及び活用を図ること。
		緑化樹種への配慮	樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
	(6)その他	屋外照明の過剰光量への配慮	屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。
工事用囲いへの配慮		工事中は、敷地の周囲の緑化や、景観に配慮した仮囲いなどにより、できる限り修景の工夫をすること。	
工作物に付帯する広告物への配慮		工作物に付帯する広告物は、栃木県屋外広告物条例に基づく施策との整合性に配慮し、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	
工作物移転跡地への配慮		工作物移転後の跡地は、周囲の景観と調和させること。	
4. 土地の区画形質の変更	(1)土地の形状及び緑化	のり面の擁壁を避けるための配慮	長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を活かすこと。
		のり面の緑化に対する配慮	のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。
		敷地分割の適正化への配慮	土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
(2)その他	自然の活用と保全への配慮	優れた景観を形成する樹木などがある場合は、その保全及び活用を図ること。	
5. 屋外における土石・再生資源などの物件の堆積	(1)位置及び規模	堆積物件の形状への配慮	堆積などの面積は必要最小限にとどめ、高さはできる限り低くするとともに、整然とした堆積とすること。
		周辺の景観との調和への配慮	道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう植栽によって遮へいし、周辺の景観に配慮すること。
6. 木竹の伐採	(1)位置及び規模	伐採面積の適正化への配慮	木竹の伐採面積は必要最小限にとどめること。
		自然の活用と保全への配慮	優れた景観を形成する樹木などがある場合は、その保全及び活用を図ること。
	(2)その他	伐採後の景観維持への配慮	伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、低・中木の植栽など、必要な代替措置を講じること。

* 次ページより上記ガイドライン項目の内容及び解説

1 . 建築物及び工作物に係る基本的事項

1-(1) 高根沢町らしい景観への配慮

ガイドライン

高根沢町の景観特性を考慮するとともに、地形や自然条件などにより、町内各所において異なる様相を見せる景観と調和させること。

基本的な考え方

町域における田園・丘陵・河川・牧場、背景となる山々など、豊かな自然により形成される高根沢町らしい景観特性を十分に把握し、その要素を大切にします。

また、町内においても、丘陵部の起伏ある景観や平野部の水田、地域の生活が感じられる農村風景など、その地域ごとにさまざまな様相を見せる景観が存在することから、町民の心の拠りどころとして大切に、景観面での調和に配慮します。



【田園と台地部が織りなす眺望】

1 . 建築物及び工作物に係る基本的事項

1-(2) 眺望点とその対象となる景観への配慮

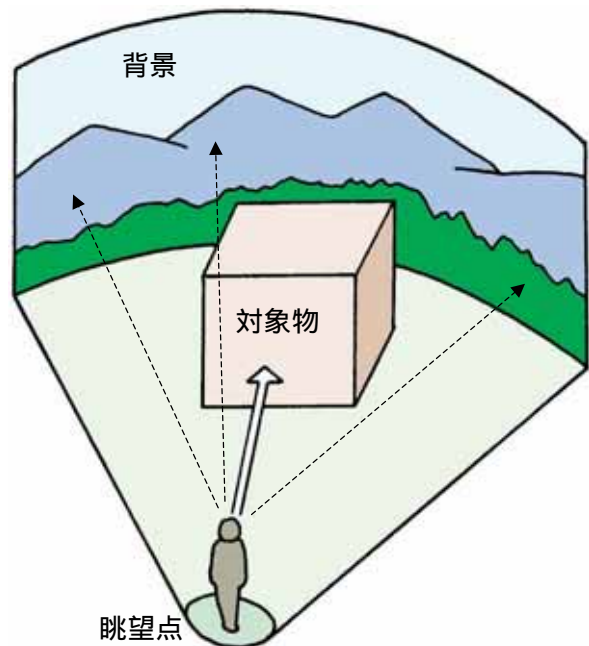
ガイドライン

景観を見る場所である眺望点と、見られる対象となるさまざまな眺望景観との関係を考慮した景観形成に努めること。

基本的な考え方

丘陵部と平野部という地形的特性から、町内には良好な眺望を得られる場所＝眺望点が数多く存在します。

眺望点から見る景観についても、起伏ある地形や河川・平地林・文化財・農村風景は高根沢町の自然や生活、歴史などが感じられるものであり、眺望点から「見える」よう配慮するとともに、その「見え方」にも十分配慮します。



1 . 建築物及び工作物に係る基本的事項

1-(3) 景観の多様な機能への配慮

ガイドライン

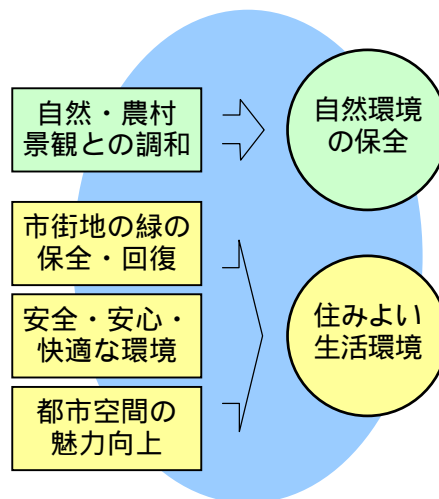
環境保全や住みよい生活環境など、良好な景観を形成することにより確保できるさまざまな機能に配慮すること。

基本的な考え方

景観形成において、植栽・植樹などにより高根沢町の特性である豊かな自然景観・農村景観との調和を図ることは、自然環境の保全につながります。

また、市街地や集落における景観形成においては、市街地内の緑の保全・回復、住民や歩行者などの安全・安心・快適な環境、都市空間の魅力の向上に寄与し、住みよい生活環境につながります。

こうした自然環境・生活環境などの機能に配慮し、良好な景観を形成することで多様な相乗効果を得られるよう配慮します。



景観形成によりもたらされる相乗効果を得られるよう配慮

1 . 建築物及び工作物に係る基本的事項

1-(4) 条例などへの配慮

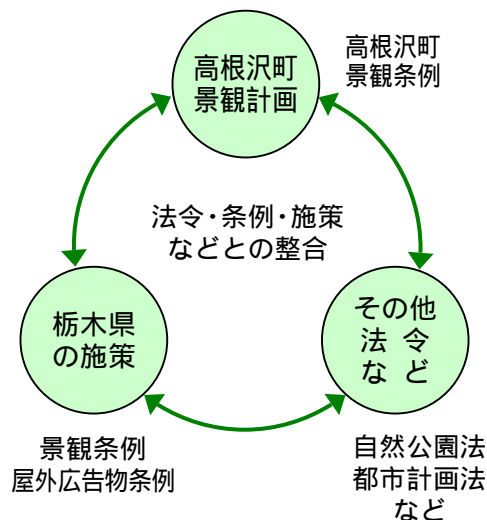
ガイドライン

高根沢町景観条例との整合を図るとともに、自然公園法、都市計画法などに基づく施策又は県が定める景観形成に関する施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。

基本的な考え方

高根沢町においては景観条例が定められており、景観形成に係る行為を行う前提として、整合性を図る必要があります。

その他、地区計画や県の条例など、景観形成の手法や基準として定められているさまざまな施策との整合性に配慮します。



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(1) 位置及び規模

眺望への配慮

ガイドライン

地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。

基本的な考え方

町域の東西が台地となっており、中央部に水田地帯が広がるという地形的な特性を持っています。この台地部からは、中央部の田園地帯・農村集落とその対岸部の台地部が一望できます。中央部からは、周りに広がる田園風景とその両側の台地という起伏に富んだ地形を実感できます。

眺望点からの視界に留意しつつ、こうした「高根沢町特有の景観」が見える位置及び規模となるよう配慮します。

配慮する事項

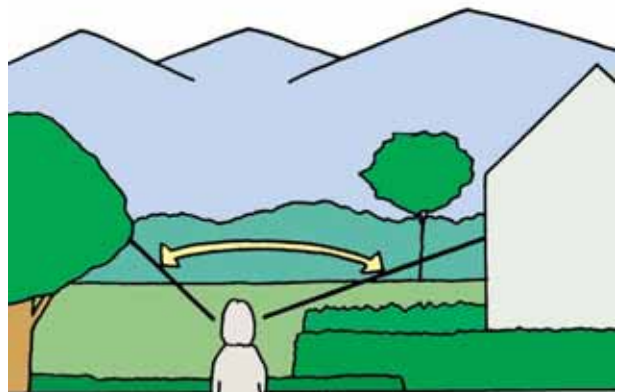
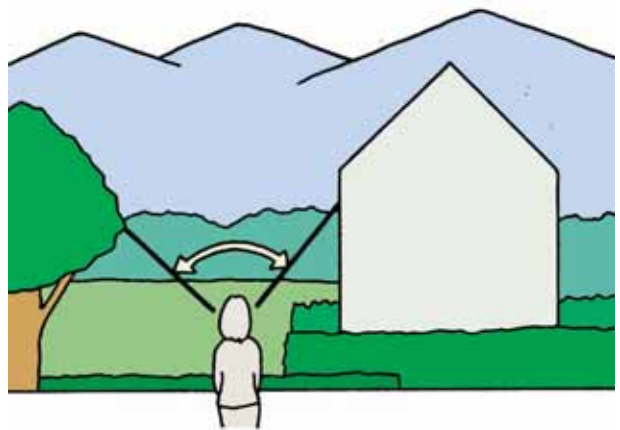
眺望点からの景観を確保できるよう、計画・設計段階から、建築物が立地する位置や規模を検討します。

自然景観や町域全体を見渡せる眺望点としては「台新田展望台」「元気あっぷむら」が挙げられますが、それ以外にも、台地部や水田地帯における眺望点を意識し、景観の妨げにならないよう、建築物の位置及び規模を検討します。

市街地・集落などある程度建て込んでいる部分においては、公園・道路など、多くの人々が利用し往来する場所を眺望点として意識し、まちなみの見え方に配慮した建築物の位置及び規模を検討します。



【田園風景や山並みなどを一望できる眺望】



眺望点からの
景観の確保

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(1) 位置及び規模

稜線への配慮

ガイドライン

山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。

基本的な考え方

町の東から南には八溝山地が見え、北から西にかけては遠く日光連山・那須連山を望むことができます。また、台地部の起伏も、高根沢町独特の変化に富んだ稜線と位置づけることができます。特に町域東の台地は、斜面が緑で覆われ、豊かな自然を感じられる景観となっています。こうした背景となる山・台地部について、「景観を構成する要素としての見え方」を大切にします。



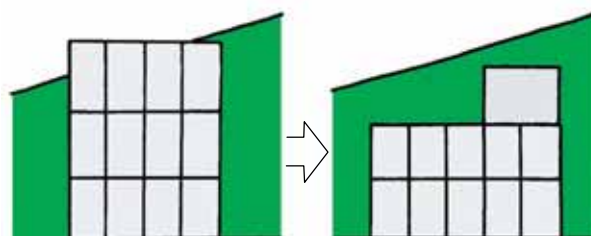
【山並みや台地部により形成される稜線】

配慮する事項

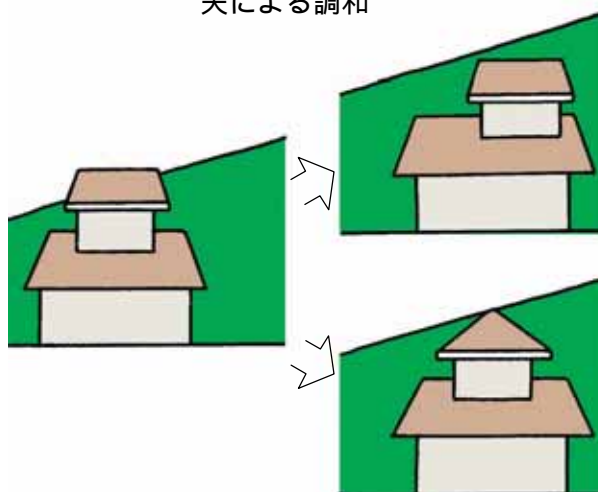
建築物の幅や壁面の規模が長大である場合には、その位置の工夫により山の稜線を分断したり、稜線が視界から遮られないように工夫します。

周辺樹林などを残したり、植樹をすることにより、山並みの分断・遮断を緩和するような見え方とします。

やむを得ず建築物の位置が山並みの分断・遮断要素となる場合には、建築物の分割や規模の縮小、屋根の形状の工夫などにより、山並みと調和させるよう配慮します。



規模・屋根の形状の工夫による調和



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(1) 位置及び規模

歩行者空間への配慮

ガイドライン

道路、河川など公共的な空間に接する部分は、歩行者などに対する圧迫感・威圧感を緩和するような位置及び規模とすること。

基本的な考え方

空間的な「ゆとり」は快適な生活環境を構成する重要な要素であり、ゆとりある歩行者空間を確保することによって、住みやすさを感じられる魅力的な景観をつくり出すことができます。

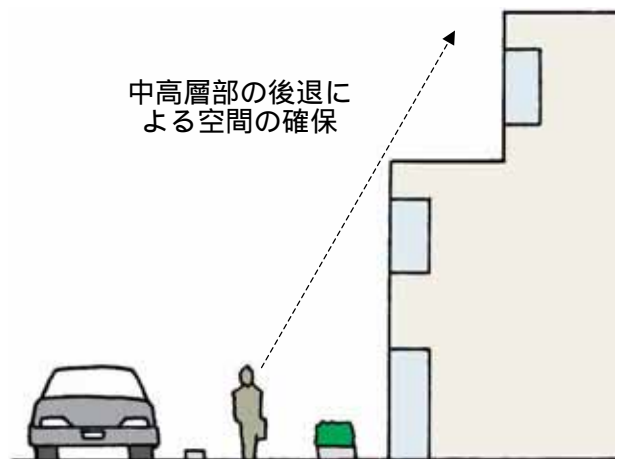
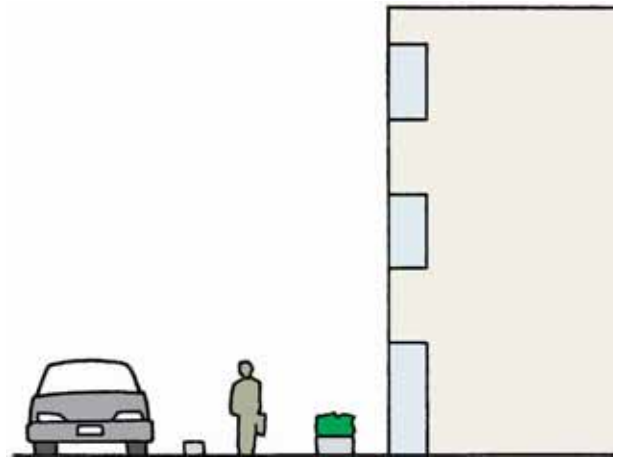
そのため、建築物と歩行者空間が接する部分における「ゆとりある空間づくり」に配慮します。

配慮する事項

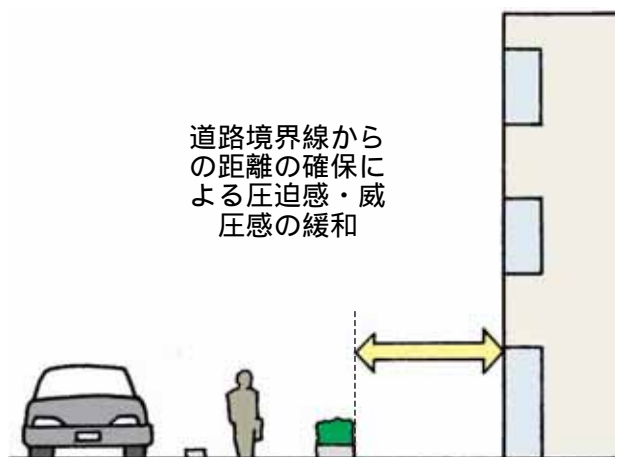
道路境界線及び隣地境界線から建築物までの距離を確保し、歩行者空間に対する圧迫感・威圧感を緩和します。

道路境界線・隣地境界線からの距離が十分に確保できない場合には、建築物の規模を縮小したり、中高層部の後退により上空の空間を確保したりするなどの形態面での工夫を検討します。

歩行者空間と接する部分においては、圧迫感のある塀の設置を避けたり、塀に緑化を施す、あるいは竹垣・生垣の設置などを検討し、圧迫感・威圧感を緩和します。



中高層部の後退による空間の確保



道路境界線からの距離の確保による圧迫感・威圧感の緩和

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(1) 位置及び規模

空地確保への配慮

ガイドライン

建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。

基本的な考え方

町域は、全体的には開けた視界を確保できる広々とした景観となっています。

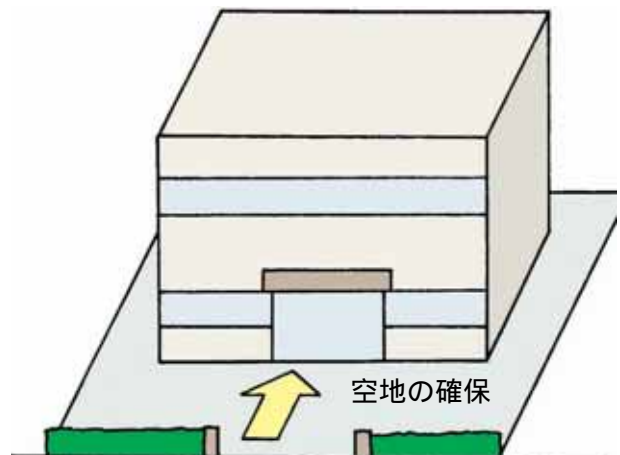
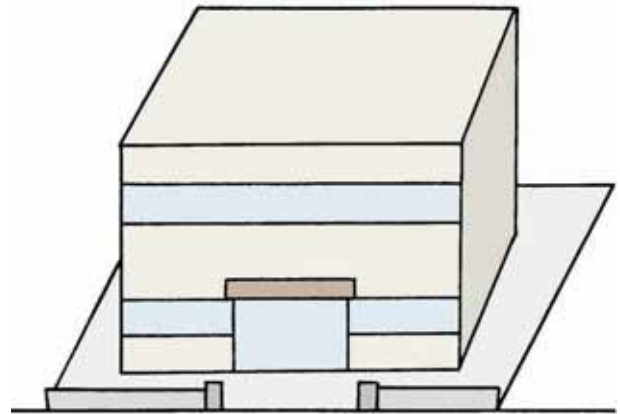
建築物についても、こうした広々とした景観特性を持つ高根沢町らしさの感じられる「ゆとりある空間づくり」に配慮します。

配慮する事項

敷地内の緑化や修景を可能とするため、敷地面積に対する建築物の割合を抑え、空地を確保できるよう検討します。

緑化した空地については、簡単な散策スペースとしての利用を可能としたり、良好な緑地環境として眺めるなど、半公共的な空間として活用できるよう、その規模や配置を検討します。

周辺に樹林地などがある場合には、連続的な緑の景観形成が可能となるよう、空地を配置する位置を検討します。



樹林地との連続的な
緑の景観形成

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(1) 位置及び規模

歴史性への配慮

ガイドライン

歴史的な建造物などに近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。

基本的な考え方

高根沢町における文化財は県指定・町指定合わせて43件*あり、そのうち建造物・自然物(樹木)・史跡など、景観に関わってくるものは15件*です。また、指定されているもの以外でも、寺社や古い家屋・長屋門・施設など、地域の歴史を感じさせる建造物が多数存在します。

こうした建築物の景観を保全するとともに、新たな建築物が歴史を感じさせる雰囲気や歴史的景観の連続性を阻害することのないよう配慮します。

*平成23年現在

配慮する事項

文化財や寺社、地域に古くからある民家や集落など、歴史を感じさせる既存の景観物と調和した位置及び規模を検討します。

建築物の幅や壁面の規模が長大である場合には、規模の縮小や分割、緑化を施すなどの工夫を検討し、歴史ある建築物・景観との調和に配慮します。

まちなみの中では、文化財や歴史性を意識した建築物の周辺において、低層部の軒の高さや建築物自体の高さ、壁面線の位置をそろえるなど、景観の連続性を確保できる位置及び規模を検討します。



【歴史的建造物と樹木】(浄蓮寺・いとひば)



【歴史性を意識した建築物】(高根沢町商工会)

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(1) 位置及び規模

水辺への配慮

ガイドライン

水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。

基本的な考え方

高根沢町においては、鬼怒川をはじめ、町域を南北に流れる一級河川が6本、その他、中央部の水田地帯などに河川・用水路が流れています。こうした水辺は豊かな自然景観であるとともに、うるおいのある生活環境形成においても重要な要素となっています。

河川空間そのものの良好な景観づくりはもちろん、水辺と他の景観要素が接する水際についても「うるおいの感じられる景観」に配慮します。

配慮する事項

町域西部や町域中央部の水田地帯においては、鬼怒川や一級河川などの河川からの距離を確保します。

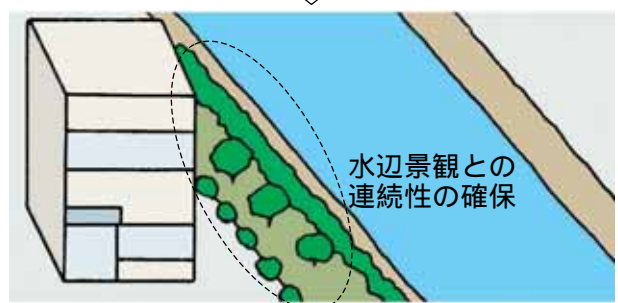
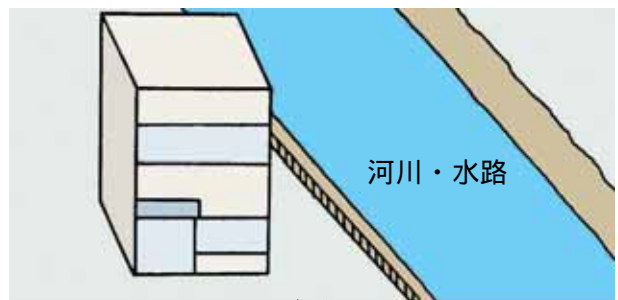
水辺空間と敷地の境界線においては、人工的な塀の設置を避けたり、塀に緑化を施す、あるいは竹垣・生垣を設置するなど、水辺景観との連続性に配慮します。

市街地における水路・調整池などの人工的な水辺周辺においても、水辺からの距離を確保したり、境界線における連続性を確保するなど、うるおいの感じられる親水景観と調和するよう工夫します。

積極的に親水景観を取り込み、景観の連続性を確保するため、建築物の敷地内に水辺を配置するなどの方法を検討します。



【人工的に良好な景観を形成する水辺空間】



人工的な水辺周辺における景観の調和

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(2) 形態及び意匠

一体性への配慮

ガイドライン

建築物全体としての調和のとれた形態及び意匠とすること。

基本的な考え方

大規模建築物は景観に与える影響が大きく、その形態や意匠への配慮が必要です。

複数の建築物が存在する場合や、増改築する場合など、形態・意匠における統一された基調を維持し、「一体性の保たれた景観」づくりに配慮します。

配慮する事項

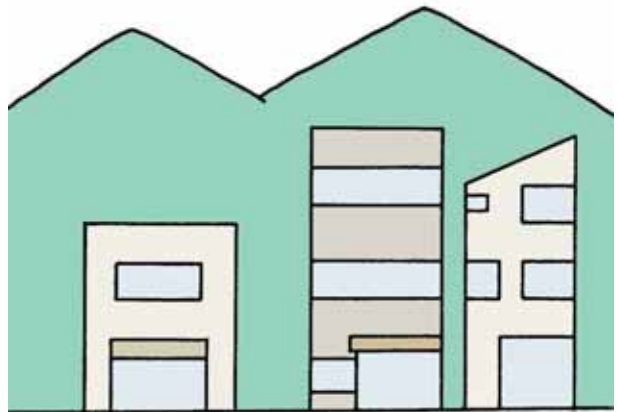
敷地内に複数の建築物を建てる場合には、それぞれの建築物ごとに形態及び意匠を変えるのではなく、統一感のあるものとし、一体的でまとまりのある景観を確保します。

建築物の増改築を行う場合には、基調となる形態及び意匠と合わせたものとし、建築物としての一体的な景観形成を図ります。

いずれの場合にも、敷地内及び建築物としての一体的な形態及び意匠を確保することはもちろん、その形態及び意匠自体が周辺の景観と調和するよう工夫します。



【本体・付帯建築物の一体的な意匠への配慮】
(図書館仁井田分館・仁井田地区コミュニティセンター)



形態・意匠、敷地内植栽
などによる一体的な景観

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(2) 形態及び意匠

周辺の景観との調和への配慮

ガイドライン

周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。

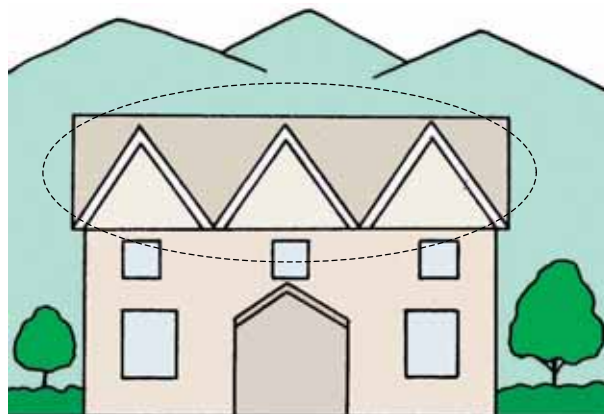
基本的な考え方

大規模建築物は、その周辺を含めた景観に与える影響が大きく、周囲や背景との調和に配慮する必要があります。敷地内の一体性への配慮とともに、周辺や背景が作り出す、基調となる景観を判断しながら、「周辺との連続性や背景との調和」に配慮します。

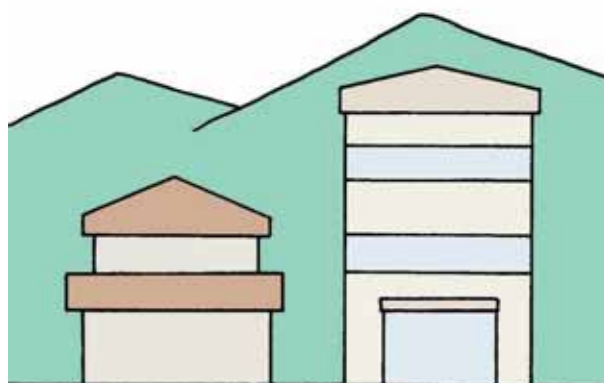
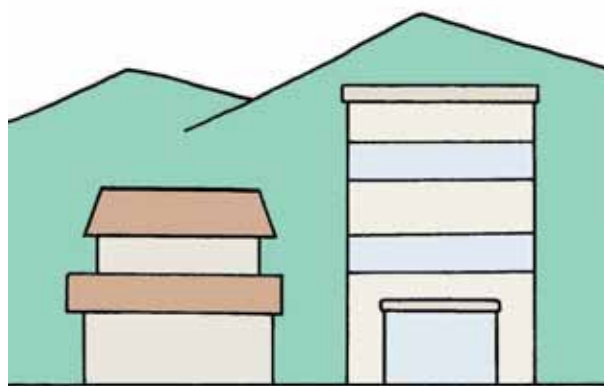
配慮する事項

屋根や壁面のデザインを山の稜線や台地部の起伏と調和した形態及び意匠とするなど、周辺の自然景観と違和感を生じないように工夫します。

市街地や集落においては、周辺のまちなみと調和した形態及び意匠とします。建築物においては、屋根・窓・ベランダ・バルコニーなどが対象となり、これらの要素を壁面においてバランス良く配置します。敷地内においては、車庫や塀などについても、周辺と調和するよう配慮します。



稜線と調和したデザインの採用



形態の工夫による稜線との調和

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(2) 形態及び意匠

歩行者空間への配慮

ガイドライン

道路、河川など公共的な空間に接する部分は、歩行者などに対する圧迫感・威圧感などを緩和するような形態及び意匠とすること。

基本的な考え方

歩きやすく快適な歩行者空間形成においては、大規模建築物の圧迫感・威圧感を緩和し、安心して歩けるような景観づくりが必要です。

大規模建築物が歩行者空間に接するのは低層部や壁面などであり、こうした部分において、「安心感や親しみを感じられる、快適で居心地の良い歩行者空間」づくりに配慮します。

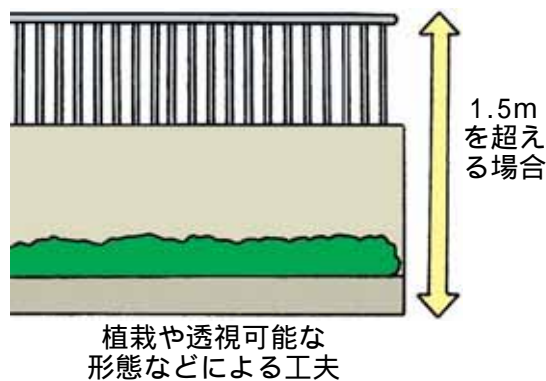
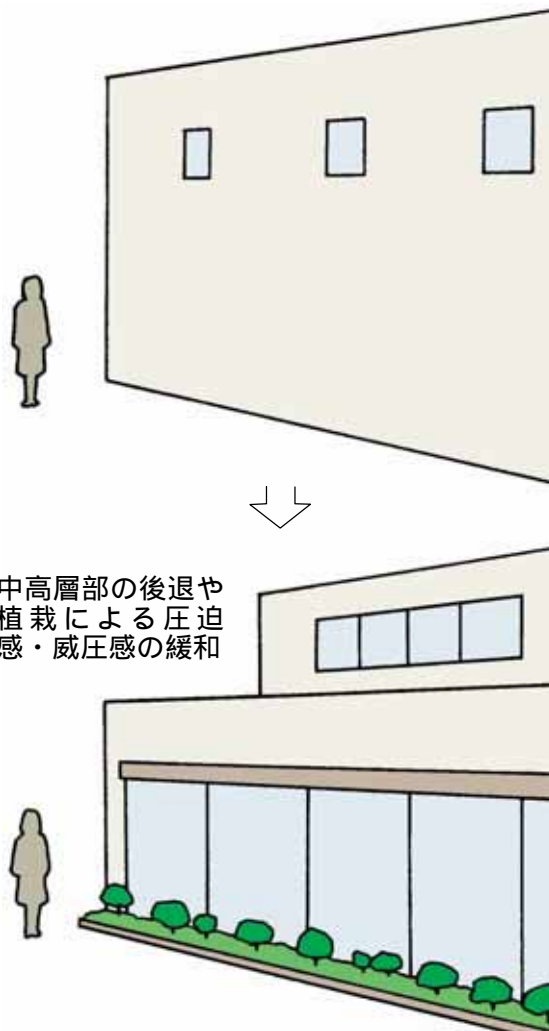
配慮する事項

歩行者空間に面する壁面については、窓や出入り口などの開口部のない形態を避けるなど、圧迫感を与えない形態とします。

道路境界線・隣地境界線からの距離が十分に確保できない場合には、中高層部の後退により上空の空間を確保するよう工夫します。

歩行者空間と接する部分に塀などを設置する場合には、歩行者に親しみやすいデザインとしたり、塀に緑化を施す、あるいは竹垣・生垣の設置などを検討し、圧迫感・威圧感の緩和に努めます。

塀の高さは1.5メートル以下となるよう検討します。1.5メートルを超える場合には、上記の圧迫感・威圧感を緩和する配慮のほか、透視可能な形態とするなど、防犯機能を確保できるよう工夫します。



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(2) 形態及び意匠

歴史性への配慮

ガイドライン

歴史的な建造物などに近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した形態及び意匠とすること。

基本的な考え方

高根沢町の歴史性を感じさせる建築物・自然物・史跡の景観を保全するとともに、その周辺の大規模建築物においては、歴史的な雰囲気や景観の連続性に配慮します。

建築物の具体的な形態・意匠においても、歴史的建造物との連続性や調和に配慮します。

配慮する事項

文化財や寺社、地域に古くからある民家や集落など、歴史を感じさせる既存の景観物と調和した形態及び意匠を検討します。

まちなみの中では、文化財や歴史性を意識した建築物の周辺において、低層部の軒・柱などの形態や、壁面・窓などの意匠を工夫し、景観の調和や連続性を確保できる形態及び意匠を検討します。

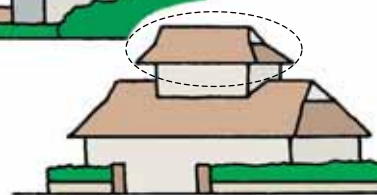
町域中央部の農村景観においては、長屋門や四脚門などが特徴となっており、こうした地域の歴史を感じさせる形態及び意匠の継承に努めます。



【長屋門・四脚門などの特徴ある景観との調和】



歴史を感じさせる建築物や長屋門・四脚門などに配慮した形態及び意匠の工夫



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(3) 色彩

周辺との関係への配慮

ガイドライン

周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。

基本的な考え方

大規模建築物は、周辺や背景を含めた景観に占める割合が大きいことから、その色彩が与える影響も大きく、配慮が必要です。

色彩は、景観を印象づける重要な要素であることから、周辺から逸脱したものとならないよう配慮します。

配慮する事項

背景となる自然や周辺のまちなみで基調となっている色彩を十分に考慮し、過度に鮮やかな色彩や明るい色彩を壁面などの大きな面積への採用を避け、周辺の自然景観と違和感を生じない景観とします。

建築物全体の鮮やかさや明るさについても、背景となる自然や周辺のまちなみと比べて差が大きくなるよう配慮します。

市街地や集落においては、建築物の屋根・壁面・窓・ベランダ・バルコニー、敷地内の車庫や塀などの構成要素について、周辺のまちなみと調和した色彩とします。

アクセントとして鮮やかな色彩や明るい色彩を用いる場合は、基調となる色を合わせたリ、他の構成要素に対し目立ちすぎない面積バランスを保つなど、建築物及び敷地内において調和した色彩とします。

《全体的な色彩の方向性》
【配慮する事項による条件】
周辺の自然環境と違和感を生じない
背景と鮮やかさや明るさの差が大きくなるならない

【色彩を採用する上での方向性】
「彩度」を抑えた色彩となるよう配慮します。

マンセル値：彩度 4 以下推奨

- * 「明度」については周辺の状況により適正に判断し過度に差がでないよう配慮します
- * 全体の基調は「おだやかな色」、周辺との調和を判断しながら「はなやかな色」を使用するなど、さらにきめ細かい配慮が望まれます。

《アクセントとなる色彩の方向性》

【配慮する事項による条件】
基調となる色を合わせる

【色彩を採用する上での方向性】
「基調色」「面積バランス」に十分配慮します。

マンセル値：彩度 4 以下推奨

- * 「明度」については周辺の状況により適正に判断し過度に差がでないよう配慮します。
- * また、「原色」の使用に際しても「基調色」「面積バランス」に十分配慮します。

【マンセル値について】

色彩は、白・黒・灰の無彩色と、色がついた有彩色に分けられ、有彩色はさらにその色合いによって「色相」に分けられます。また、明るさの違いによる「明度」、鮮やかさの違いによる「彩度」に分けられ、この3属性を記号・数値で表したものが「マンセル値」です。

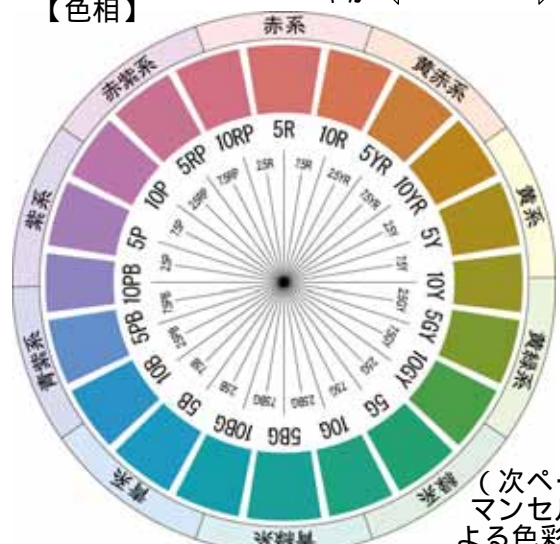
5R	9 / 2
色相	明度 彩度

【明度・彩度】

明るい ← 10 明度 0 → 暗い

はなやか ← 16 彩度 0 → おだやか

【色相】



(次ページ：
マンセル値に
よる色彩見本)

【配慮する色彩のイメージ】

	R-赤系	YR-黄赤系	Y-黄系	GY-黄緑系	G-緑系	BG-青緑系	B-青系	PB-青紫系	P-紫系	RP-赤紫系	無彩色										
彩度2 おだやかな色	5R 9/2	10R 9/2	5YR 9/2	10YR 9/2	5Y 9/2	10Y 9/2	5GY 9/2	10GY 9/2	5G 9/2	10G 9/2	5BG 9/2	10BG 9/2	5B 9/2	10B 9/2	5PB 9/2	10PB 9/2	5P 9/2	10P 9/2	5RP 9/2	10RP 9/2	N 9.0
	5R 8/2	10R 8/2	5YR 8/2	10YR 8/2	5Y 8/2	10Y 8/2	5GY 8/2	10GY 8/2	5G 8/2	10G 8/2	5BG 8/2	10BG 8/2	5B 8/2	10B 8/2	5PB 8/2	10PB 8/2	5P 8/2	10P 8/2	5RP 8/2	10RP 8/2	N 8.5
	5R 7/2	10R 7/2	5YR 7/2	10YR 7/2	5Y 7/2	10Y 7/2	5GY 7/2	10GY 7/2	5G 7/2	10G 7/2	5BG 7/2	10BG 7/2	5B 7/2	10B 7/2	5PB 7/2	10PB 7/2	5P 7/2	10P 7/2	5RP 7/2	10RP 7/2	N 8.0
	5R 6/2	10R 6/2	5YR 6/2	10YR 6/2	5Y 6/2	10Y 6/2	5GY 6/2	10GY 6/2	5G 6/2	10G 6/2	5BG 6/2	10BG 6/2	5B 6/2	10B 6/2	5PB 6/2	10PB 6/2	5P 6/2	10P 6/2	5RP 6/2	10RP 6/2	N 7.5
	5R 5/2	10R 5/2	5YR 5/2	10YR 5/2	5Y 5/2	10Y 5/2	5GY 5/2	10GY 5/2	5G 5/2	10G 5/2	5BG 5/2	10BG 5/2	5B 5/2	10B 5/2	5PB 5/2	10PB 5/2	5P 5/2	10P 5/2	5RP 5/2	10RP 5/2	N 7.0
	5R 4/2	10R 4/2	5YR 4/2	10YR 4/2	5Y 4/2	10Y 4/2	5GY 4/2	10GY 4/2	5G 4/2	10G 4/2	5BG 4/2	10BG 4/2	5B 4/2	10B 4/2	5PB 4/2	10PB 4/2	5P 4/2	10P 4/2	5RP 4/2	10RP 4/2	N 6.5
	5R 3/2	10R 3/2	5YR 3/4	10YR 3/2	5Y 3/2	10Y 3/2	5GY 3/2	10GY 3/2	5G 3/2	10G 3/2	5BG 3/2	10BG 3/2	5B 3/2	10B 3/2	5PB 3/2	10PB 3/2	5P 3/2	10P 3/2	5RP 3/2	10RP 3/2	
	5R 2/2	10R 2/2	5YR 2/2	10YR 2/2	5Y 2/2	10Y 2/2	5GY 2/2	10GY 2/2	5G 2/2	10G 2/2	5BG 2/2	10BG 2/2	5B 2/2	10B 2/2	5PB 2/2	10PB 2/2	5P 2/2	10P 2/2	5RP 2/2	10RP 2/2	
彩度4 はなやかな色	5R 9/4	10R 9/4	5YR 9/4	10YR 9/4	5Y 9/4	10Y 9/4	5GY 9/4	10GY 9/4	5G 9/4	10G 9/4	5BG 9/4	10BG 9/4	5B 9/4	10B 9/4	5PB 9/4	10PB 9/4	5P 9/4	10P 9/4	5RP 9/4	10RP 9/4	N 6.0
	5R 8/4	10R 8/4	5YR 8/4	10YR 8/4	5Y 8/4	10Y 8/4	5GY 8/4	10GY 8/4	5G 8/4	10G 8/4	5BG 8/4	10BG 8/4	5B 8/4	10B 8/4	5PB 8/4	10PB 8/4	5P 8/4	10P 8/4	5RP 8/4	10RP 8/4	N 5.0
	5R 7/4	10R 7/4	5YR 7/4	10YR 7/4	5Y 7/4	10Y 7/4	5GY 7/4	10GY 7/4	5G 7/4	10G 7/4	5BG 7/4	10BG 7/4	5B 7/4	10B 7/4	5PB 7/4	10PB 7/4	5P 7/4	10P 7/4	5RP 7/4	10RP 7/4	N 4.0
	5R 6/4	10R 6/4	5YR 6/4	10YR 6/4	5Y 6/4	10Y 6/4	5GY 6/4	10GY 6/4	5G 6/4	10G 6/4	5BG 6/4	10BG 6/4	5B 6/4	10B 6/4	5PB 6/4	10PB 6/4	5P 6/4	10P 6/4	5RP 6/4	10RP 6/4	
	5R 5/4	10R 5/4	5YR 5/4	10YR 5/4	5Y 5/4	10Y 5/4	5GY 5/4	10GY 5/4	5G 5/4	10G 5/4	5BG 5/4	10BG 5/4	5B 5/4	10B 5/4	5PB 5/4	10PB 5/4	5P 5/4	10P 5/4	5RP 5/4	10RP 5/4	
彩度4以上 アクセント色	5R 8/6	10R 8/6	5YR 8/6	10YR 8/6	5Y 8/6	10Y 8/6	5GY 8/6	10GY 8/6	5G 8/6	10G 8/6	5BG 8/6	10BG 8/6	5B 8/6	10B 8/6	5PB 8/6	10PB 8/6	5P 8/6	10P 8/6	5RP 8/6	10RP 8/6	
	5R 7/6	10R 7/6	5YR 7/6	10YR 7/6	5Y 7/6	10Y 7/6	5GY 7/6	10GY 7/6	5G 7/6	10G 7/6	5BG 7/6	10BG 7/6	5B 7/6	10B 7/6	5PB 7/6	10PB 7/6	5P 7/6	10P 7/6	5RP 7/6	10RP 7/6	
	5R 6/6	10R 6/6	5YR 6/6	10YR 6/6	5Y 6/6	10Y 6/6	5GY 6/6	10GY 6/6	5G 6/6	10G 6/6	5BG 6/6	10BG 6/6	5B 6/6	10B 6/6	5PB 6/6	10PB 6/6	5P 6/6	10P 6/6	5RP 6/6	10RP 6/6	N 3.0
	5R 8/8	10R 8/8	5YR 8/8	10YR 8/8	5Y 8/8	10Y 8/8	5GY 8/8	10GY 8/8	5G 8/8	10G 8/8	5BG 8/8	10BG 8/8	5B 8/8	10B 8/8	5PB 8/8	10PB 8/8	5P 8/8	10P 8/8	5RP 8/8	10RP 8/8	
	5R 7/10	10R 7/10	5YR 7/10	10YR 7/10	5Y 7/10	10Y 7/10	5GY 7/10	10GY 7/10	5G 7/10	10G 7/10	5BG 7/10	10BG 7/10	5B 7/10	10B 7/10	5PB 7/10	10PB 7/10	5P 7/10	10P 7/10	5RP 7/10	10RP 7/10	
	5R 6/12	10R 6/12	5YR 6/12	10YR 6/12	5Y 6/12	10Y 6/12	5GY 6/12	10GY 6/12	5G 6/12	10G 6/12	5BG 6/12	10BG 6/12	5B 6/12	10B 6/12	5PB 6/12	10PB 6/12	5P 6/12	10P 6/12	5RP 6/12	10RP 6/12	N 2.0
	5R 5/14	10R 5/14	5YR 5/14				10GY 5/14	5G 5/14	10G 5/14	5BG 5/14	10BG 5/14	5B 5/14	10B 5/14	5PB 5/14	10PB 5/14	5P 5/14	10P 5/14	5RP 5/14	10RP 5/14	N 1.0	
原色	8.0G 4.5/15.3		7.6Y 8.4/13.9			1.9G 5.0/12.9			8.2B 5.6/12.4			9.3PB 2.3/13.3			5.1RP 4.5/17.6			N 0			

このページに掲載した色の表現については、印刷による色再現のため、実際の色とは異なる場合があります。実際の色見本など、さらに詳細な内容については都市整備課までお問い合わせください。

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(3) 色彩

地域性への配慮

ガイドライン

地域の特性に配慮した色彩とすること。

基本的な考え方

高根沢町においては、台地部・田園地帯の自然、田園地帯を流れる河川、背景となる山々など、自然を基調にした色彩が特徴となっています。また、市街地・集落においては、それぞれの地域の成り立ちや生活に応じた色彩が存在します。

こうした色彩は多彩ですが、地域特性を印象づける色彩を判断しながら、その調和に配慮します。

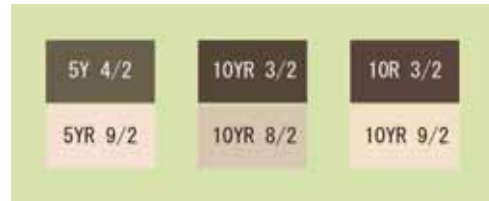
配慮する事項

八溝山地・日光連山・那須連山、田園や平地林、河川など、高根沢町の特徴である自然景観から逸脱しない色彩を検討するとともに、建築物周辺や敷地内の緑化を施すなど、自然との一体性・連続性を確保します。

都市的な景観が形成されている市街地においては、周辺の建築物との調和した色彩とします。ただし、住宅地・商業地など、市街地の性格によっても基調となる色彩が異なることから、それぞれの基調を検討し、周辺から逸脱した色彩とならないよう工夫します。

農村景観が形成されている集落においては、建築物と自然（平地林・屋敷林・生産緑地）が一体となった景観が形成されていることから、建築物や敷地内の色彩への配慮と併せ、積極的な緑化による色彩の調和に努めます。

【例：田園地帯など】



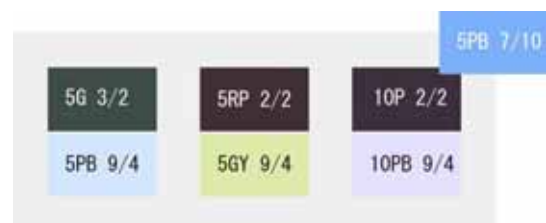
田園の緑を背景に、例えば黄赤～黄系のおだやかな色合いとするなど、自然環境との調和に配慮します。

【例：住宅地など】



例えば黄赤～黄系のおだやかな色合いとし、はなやかな色合いを採用する場合も周辺との調和に配慮します。アクセントとして彩度の高い色あいを使用する場合は、面積バランスなどに十分配慮します。

【例：商業地など】



はなやかな色合いを多めに採用しつつも、周辺から逸脱しない一体感・連続性のある色合いとするなど配慮します。看板などのアクセントとして彩度の高い色合いを使用する場合は、面積バランスなどに十分配慮します。

* 例示の色彩は、これに限定するものではありません。

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(4) 材料

地域性への配慮

ガイドライン

外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。

基本的な考え方

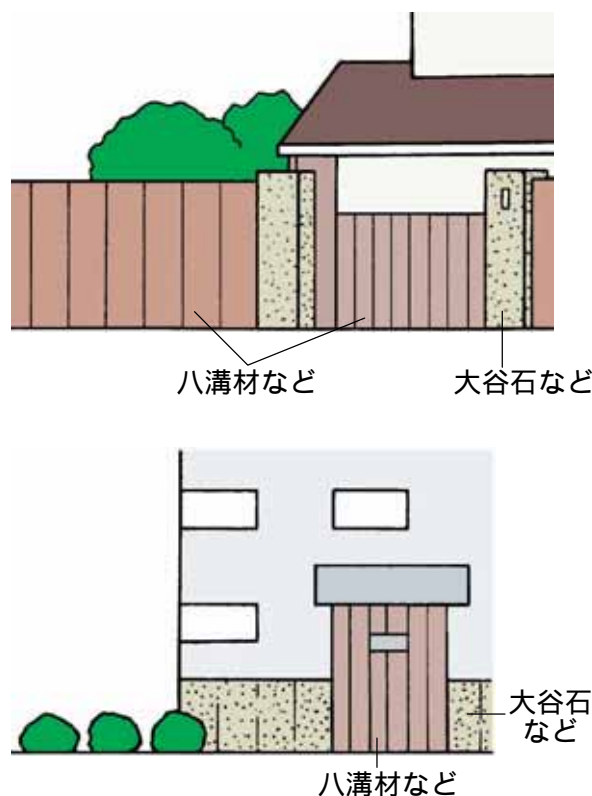
地域で産出した材料や伝統的に使用されている材料を外装材などに使用することで、建築物に地域固有の表情を施すことができ、親しみと誇りの持てる景観形成につながります。

高根沢町においては、背景ともなっている八溝山地で産出される八溝材をはじめ、栃木県の地場産材料の活用を検討しながら、「地域性の感じられる景観」づくりに配慮します。

配慮する事項

外装などの見える部分において、県産材の使用を検討し、地域固有の表情を持つ景観形成に努めます。

県産材の使用に際しては、過度な加工を避け、素材感の感じられるものとするなど、形態・意匠・色彩の工夫と併せた検討を行い、その見え方に配慮します。



【参考 : 八溝材の主な特徴】

木が丸く、芯が真中にある。
まっすぐで、樹高が高い(長い)。
木目や赤身の色が美しい。
油分が多く調湿力・抗菌力に優れる。
スギ材: 欠点材が出にくいので構造材などの一般材はもちろん、造作材などの見せるための材料にも適している。
ヒノキ材: 固いのでキズが付きにくい。

【参考 : 大谷石の主な特徴】

耐火性にすぐれている。
石の重量が軽い。
石質が柔らかいため、加工が容易である。
柔らかく暖かみのある質感。
防湿性が高い。

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(4) 材料

耐久性への配慮

ガイドライン

外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。

基本的な考え方

建築物の外観は、その地域において長年にわたり景観構成要素として影響を与え続けるものです。また、建築物自体の景観を印象づける重要な要素でもあります。

外装材の使用においては、劣化により景観への悪影響を与えないよう、その耐久性に配慮します。

配慮する事項

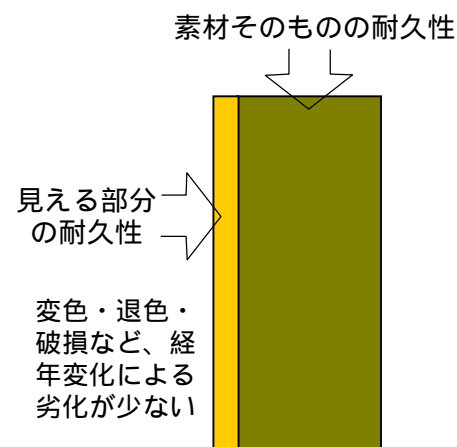
見える部分の劣化や、材料そのものの劣化による景観への影響が少ない、耐久性のある材料の使用を検討します。

維持・管理が容易な材料の使用を検討します。

石材やレンガなど、見える部分の劣化が少なく、汚れが目立たない材料の使用を検討します。ただし、周辺の建築物などで使用されている材料との調和に努めます。



【耐久性があり透過性にも配慮した塀】



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2 - (5) 敷地の緑化

敷地緑化への配慮

ガイドライン

敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。

基本的な考え方

高根沢町の特徴である豊かな緑に囲まれた景観を活かし、建築物においても周辺の自然と調和した景観形成を図るため、敷地内における緑化が望まれます。また、緑化により、建築物の圧迫感・威圧感を緩和し、快適で親しみやすい景観とする効果も得られます。

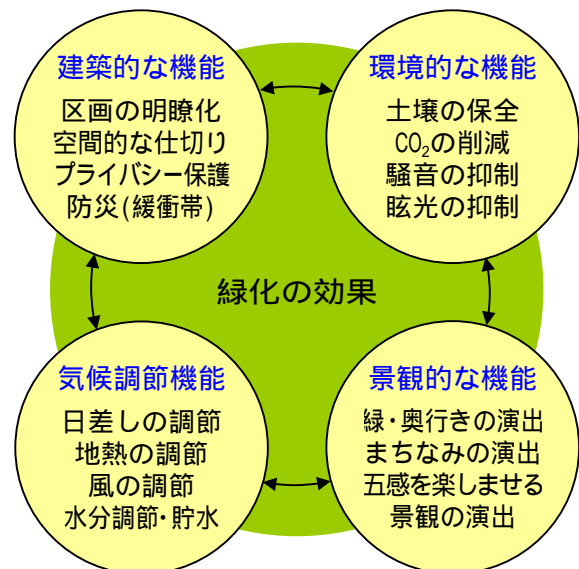
緑豊かで快適な空間づくりにより、景観形成に加え、高根沢町らしい「自然と一体となった住みよい生活環境」づくりの効果が得られるよう配慮します。

配慮する事項

敷地内に建築物だけが立地し、植栽などがなされていない状態を避け、建築物の圧迫感・威圧感を緩和できるよう、積極的な緑化に努めます。

敷地内においては、植栽の配置を工夫し、道路などの歩行者空間からの見え方にも配慮します。

背景となる自然や、周辺における平地林・屋敷林・敷地内緑化と調和した配置とし、景観の調和に努めます。



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2 - (5) 敷地の緑化

既存樹木への配慮

ガイドライン

緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景及び活用を図ること。

基本的な考え方

文化財となっている樹木はもちろんのこと、優れた景観を持つ植生や樹木についても、地域のシンボルや固有の生態系を残すなどの機能を持つ緑地として、また、個性ある緑の景観要素として保全する必要があります。

大規模建築物の建築や増改築に際し、既存の植生や樹木が敷地内や周辺に存在する場合、その保全と修景、景観要素としての有効活用に配慮します。

配慮する事項

文化財に指定されている樹木や、平地林・屋敷林において目印となる特徴的な樹木が存在する場合には、これを活かし、調和するよう、敷地内の建築物・植栽の配置を検討します。

既存樹木が敷地内にある場合には、建築物の配置計画段階から、現位置または移植により極力保存ができるよう検討し、地域固有の景観を保全します。

増改築に際しても、計画段階から既存樹木への影響を極力抑制します。

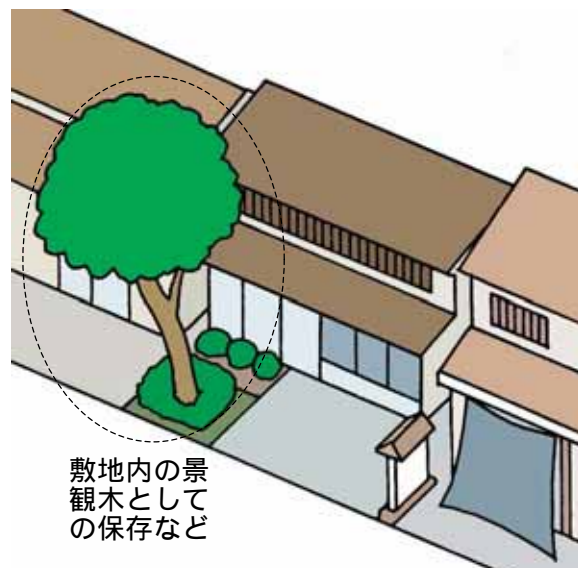
既存の樹木や植生を伐採する場合には、その伐採面積が必要最小限となるよう努めます。



【高根沢町指定文化財】(白鬚神社神木のケヤキ)



【田園地帯における平地林】



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2 - (5) 敷地の緑化

緑化樹種への配慮

ガイドライン

樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。

基本的な考え方

敷地の緑化においては、地域の植生と調和した樹種の使用により、地域の生態系や景観と調和させることが望まれます。地域に根づいている樹種は、地域の気候・風土に合っているため良好な生育が期待でき、維持・管理が容易であるとともに、住民にとっても馴染みが深く親しまれる景観要素です。

このため、地域の植生や生態系と調和した樹種の選定などにより、「地域の植生を保全し、親しまれる自然景観」づくりに配慮します。

配慮する事項

平地林・斜面林や寺社の“鎮守の森”においては、古くからの地域の植生が保全されていることが多く、これらが周辺に存在する場合には、その植生や樹種を把握しながら、同じような樹種の導入を検討するなど、景観の連続性を確保します。

地域に根ざした、維持・管理しやすい樹種を検討し、地域の生態系や自然景観を長く維持します。



【寺社などの周辺における植生】(宝積寺稲荷)



【斜面林などにおける地域固有の植生】

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(6) その他

屋外駐車場への配慮

ガイドライン

敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、まちなみや隣接する敷地との不調和が生じないようにすること。

基本的な考え方

大規模建築物に付帯する屋外駐車場は、景観の分断要素や殺風景な印象を与えるなど、良好な景観形成の阻害要因となる可能性が高く、対応が必要です。

敷地内に屋外駐車場を設置する場合には、緑化や施設配置などにより、周辺の景観と調和した景観形成に配慮します。

配慮する事項

計画段階から緑化スペースの確保を検討し、景観の連続性確保や緑豊かな景観形成に貢献します。

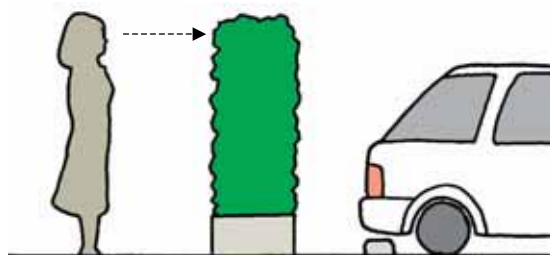
周囲についても植栽などで囲み、周辺の景観との調和に努めます。

緑化スペースと駐車ブロックの配置に変化をつけるなど、単調な景観とならないよう工夫します。

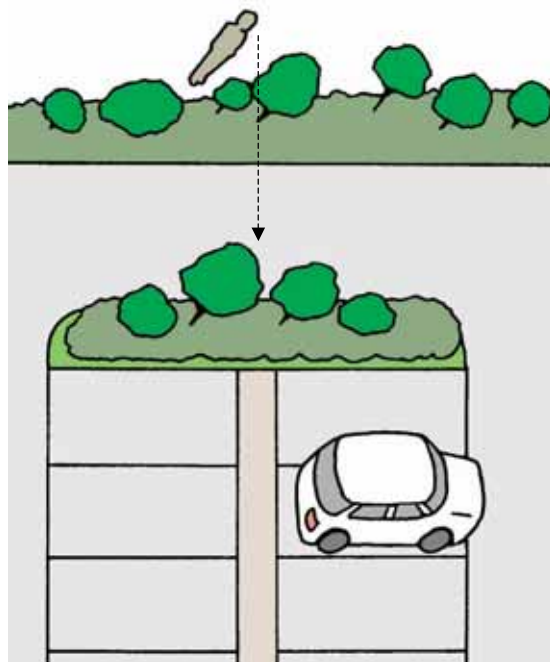
緑化スペースの確保が困難な場合には、敷地境界部分の塀やフェンスにおける緑化を検討するなど、極力、緑の景観要素を確保します。



【緑化に配慮した駐車場】(情報の森)



植栽による景観への配慮



場内や境界部分の植栽による緑の景観形成

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(6) その他

屋外照明の過剰光量への配慮

ガイドライン

屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。

基本的な考え方

屋外照明は、夜間の安全な通行を助ける役割や防犯機能を持ち、また、宝積寺バイパス沿道などの商業地においては、駐車場への安全な誘導や賑わいのある夜間景観の演出などの機能を持ちます。

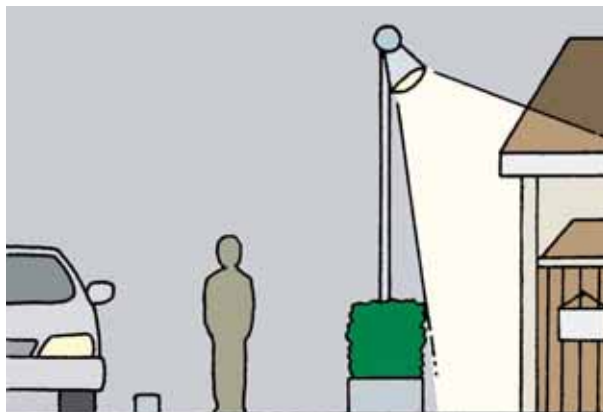
高根沢町においては、こうした商業空間と居住空間が近接した都市環境となっていることから、屋外照明の光量は、安全・安心な生活を支える機能を確保しつつも、周辺の生活環境・夜間景観、生態系などへの影響に配慮したものとします。

配慮する事項

周辺の屋外照明や敷地内の他の建築物と調和するよう、光源の位置や形態を検討し、良好な夜間景観を形成します。

照明の目的を確保しつつも、過度な明るさによって運転手や歩行者の目がくらむことのないよう、直接光源が見えないような照明灯の位置や形態、照度などを検討します。

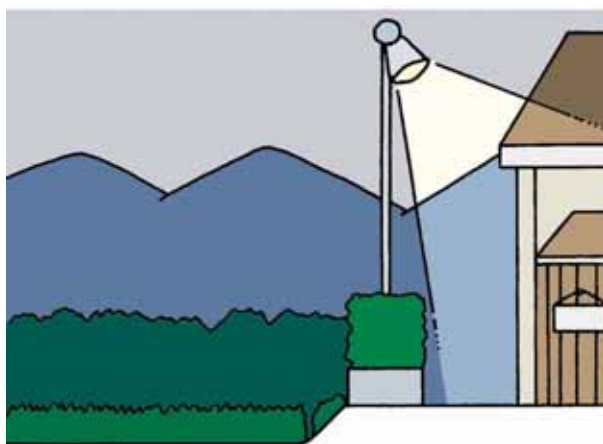
市街地においては、屋外照明が多く存在する商業空間と居住空間や生産緑地が近接している高根沢町の特徴を踏まえ、敷地外に漏れる光を抑え、生活や生態系への影響が軽減されるよう、光源の位置や形態を検討します。



自動車や歩行者への配慮



生活空間への配慮



自然環境への配慮

2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(6) その他

工所用囲いへの配慮

ガイドライン

工事中は、敷地の周囲の緑化や、景観に配慮した仮囲いなどにより、できる限り修景の工夫をすること。

基本的な考え方

大規模建築物の工事中は、工所用車両の往来や作業時の人・資材の動きなど、周辺の住民や歩行者にとっては見慣れない環境で、不安感を抱かせたり、雑然とした景観が形成される場合があります、対策が必要です。

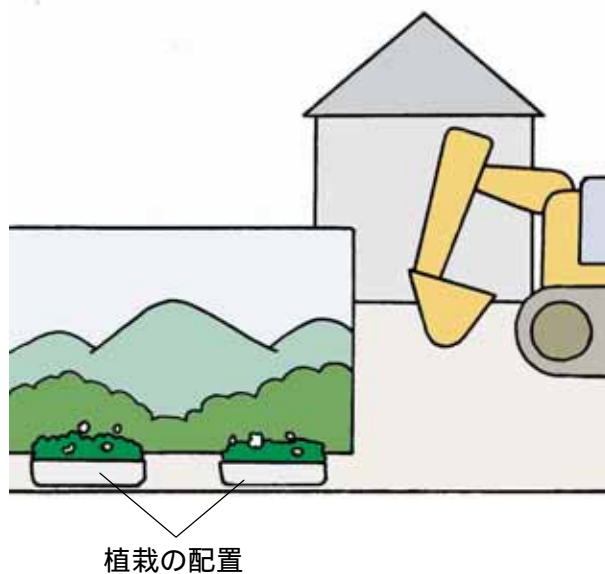
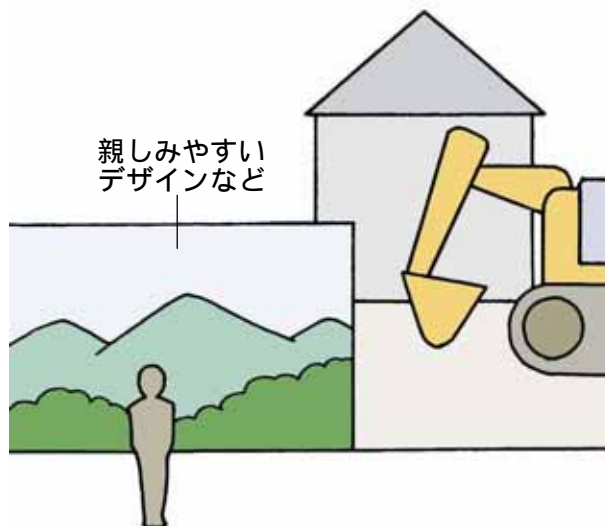
囲いにより遮へいするとともに、親しみやすい絵や緑化物の設置などの工夫を施し、周辺住民や歩行者の安全・安心な生活及び周辺景観に配慮します。

配慮する事項

工事中は、仮囲いやガードフェンスなどの設置を検討し、周辺住民や歩行者への影響を緩和します。

囲いを設置する場合には、絵画や親しみやすいデザインを施すなど、見る人の違和感・圧迫感の軽減や、周辺景観との調和に努めます。

敷地面積に余裕がある場合には、囲いと併せて植栽したプランターやポットを設置するなど、自然景観との調和に努めます。



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(6) その他

建築物に附帯する広告物への配慮

ガイドライン

建築物に附帯する広告物は、栃木県屋外広告物条例に基づく施策との整合性に配慮し、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。

基本的な考え方

屋外広告物は、生活に必要な情報の提供、市街地の賑わいの演出などの機能を持ちますが、無秩序な掲出を行うと、周辺景観との不調和や雑然とした景観の原因となります。

栃木県屋外広告物条例に基づく規制を遵守することが基本ですが、さらに、良好な景観をつくっていくという観点から、建築物本体や周辺景観と調和した、質の高い屋外広告物となるよう配慮します。

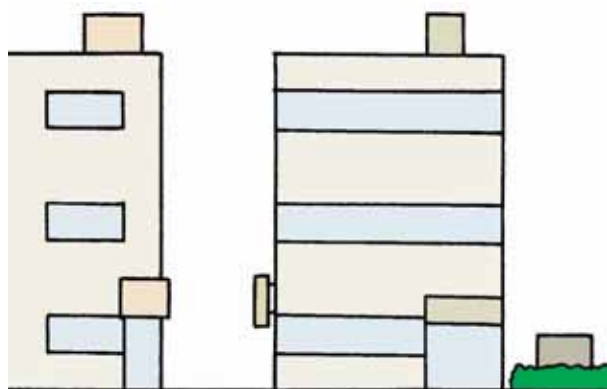
配慮する事項

屋外広告物が附帯する建築物については、計画・設計段階から、周辺の景観との調和や広告物との一体性を踏まえた形態及び意匠とします。

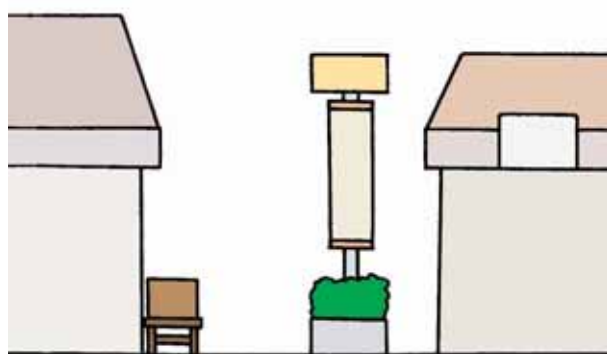
過剰な設置を避けるため、必要最小限の数を附帯・配置するよう検討します。

周辺の自然・まちなみ景観との調和や歩行者空間との適度な距離などに配慮しながら、まちなみに賑わいを演出する効果を得られるような設置位置となるよう工夫します。

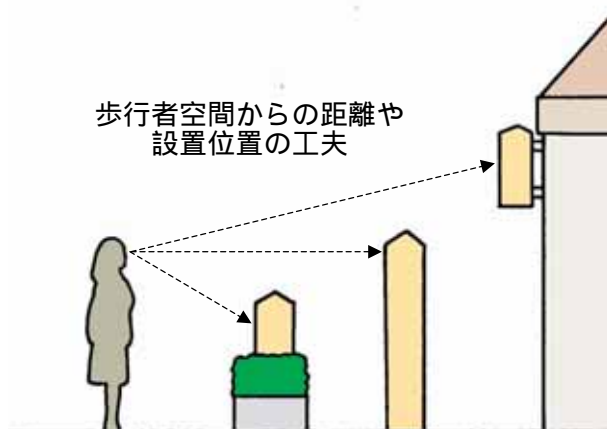
敷地内の屋外広告物についても、周辺の屋外広告物や景観から過度に逸脱することを避けるため、必要最小限の数を設置するよう検討します。



建築物とのバランスや周辺との調和に配慮した位置・大きさなどの配慮



歩行者空間からの距離や設置位置の工夫



2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2-(6) その他

建築物移転跡地への配慮

ガイドライン

建築物移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

基本的な考え方

大規模建築物が移転した跡地においては、再利用がなされるまでの間、雑然とした景観が形成されたり、防犯・防災面で不安を与える要素となる場合があります、対応が必要です。

囲いによる遮へいや緑化物の設置などにより、周辺住民の安全・安心な生活及び周辺景観に配慮します。

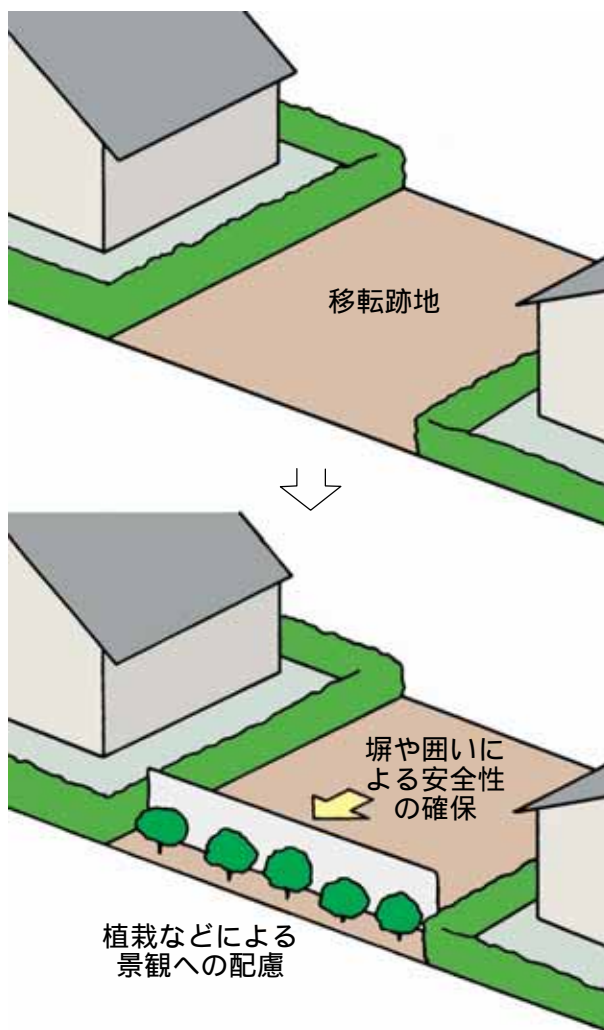
配慮する事項

跡地においては、塀などの囲いの設置による周囲からの遮へいや、植栽したプランターやポットの設置による違和感の緩和などを検討し、景観への影響を軽減します。

跡地の管理においては、防災・防犯面での安全性確保や、不法投棄の防止などのため、容易に進入できないようにするか、監視が可能な囲いの形態とするなどの対策に努めます。



【空地における目隠しの植栽などの配慮】



3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(1) 位置及び規模

眺望への配慮

ガイドライン

地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。

基本的な考え方

町域の東西における台地部からは、中央部の田園地帯・農村集落とその対岸部の台地部が一望できます。中央部からは、周りに広がる田園風景とその両側の台地という起伏に富んだ地形を実感できます。

眺望点からの視界に留意しつつ、こうした「高根沢町特有の景観」が見える位置及び規模となるよう配慮します。

配慮する事項

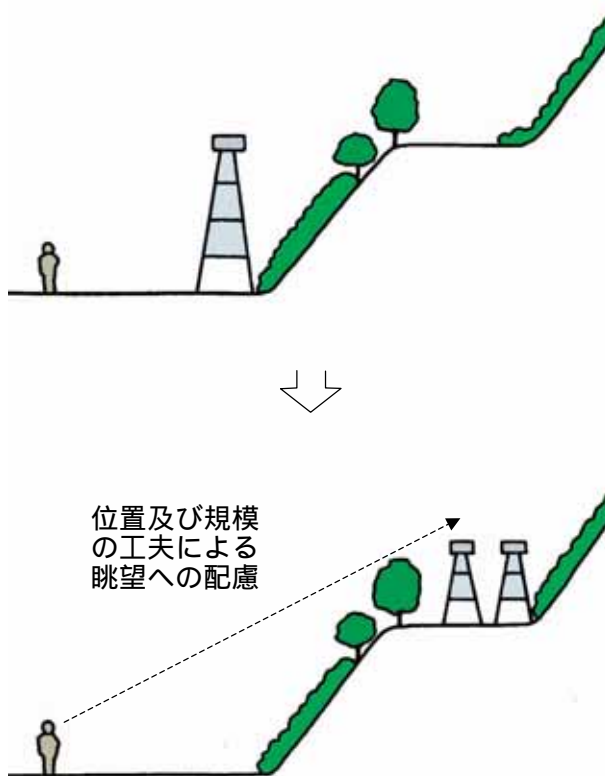
眺望点からの景観を確保できるよう、工作物が立地する位置や規模を検討します。

自然景観や町域全体を見渡せる眺望点としては、「台新田展望台」「元気あっぷむら」が挙げられますが、それ以外にも、台地部や水田地帯における眺望点を意識し、景観の妨げにならないよう、工作物の位置及び規模を検討します。

市街地・集落など、ある程度建て込んでいる部分においては、公園・道路などの、多くの人々が利用し、往来する場所を眺望点として意識し、まちなみの見え方に配慮した工作物の位置及び規模を検討します。



【山並みや台地部を望む眺望点に配慮する】



3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(1) 位置及び規模

稜線への配慮

ガイドライン

山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。

基本的な考え方

町の東から南には八溝山地が、北から西にかけては日光連山・那須連山を望むことができます。また、台地部の起伏も、高根沢町独特の変化に富んだ稜線です。特に町域東の台地は、斜面が緑で覆われ、豊かな自然を感じられる景観となっています。

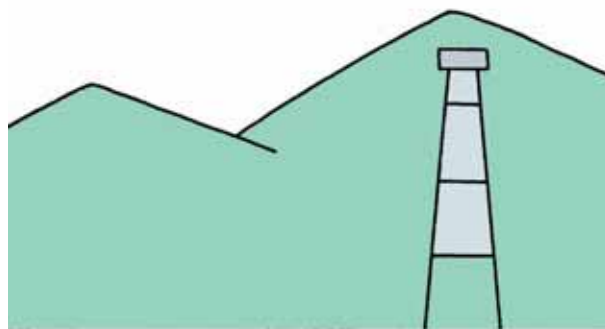
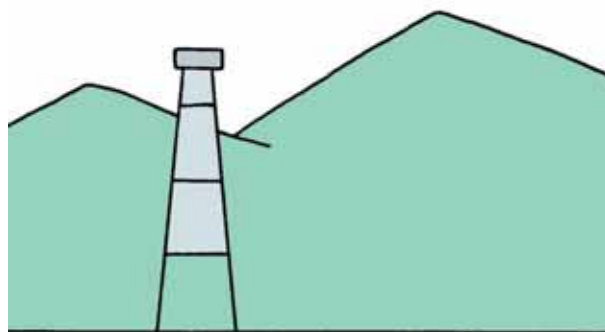
こうした、背景となる山・台地部について、「景観を構成する要素としての見え方」を大切にします。

配慮する事項

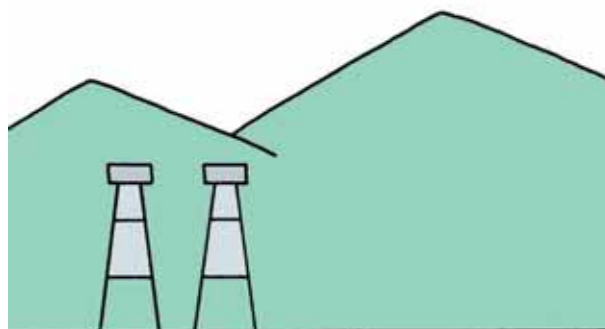
工作物の幅や壁面の規模が長大である場合には、山の稜線を分断したり、稜線が視界から遮られないような位置を検討します。

周辺樹林や植栽で工作物を目立たなくする対策を施すなど、山並みの分断・遮断を緩和できるよう工夫します。

やむを得ず工作物の位置が山並みの分断・遮断要素となる場合には、山並みと調和させるよう、工作物の分割や規模の縮小、屋根の形状などの工夫を検討します。



設置位置の工夫



分割・
規模の縮小

3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(1) 位置及び規模

歩行者空間などへの配慮

ガイドライン

道路、河川など公共的な空間に接する部分は、歩行者などに対する圧迫感・威圧感を緩和するような位置及び規模とすること。

基本的な考え方

空間的な「ゆとり」は快適な生活環境を構成する重要な要素であり、ゆとりある歩行者空間を確保することによって、住みやすさを感じられる魅力的な景観をつくり出すことができます。

そのため、工作物と歩行者空間が接する部分における「ゆとりある空間づくり」に配慮します。

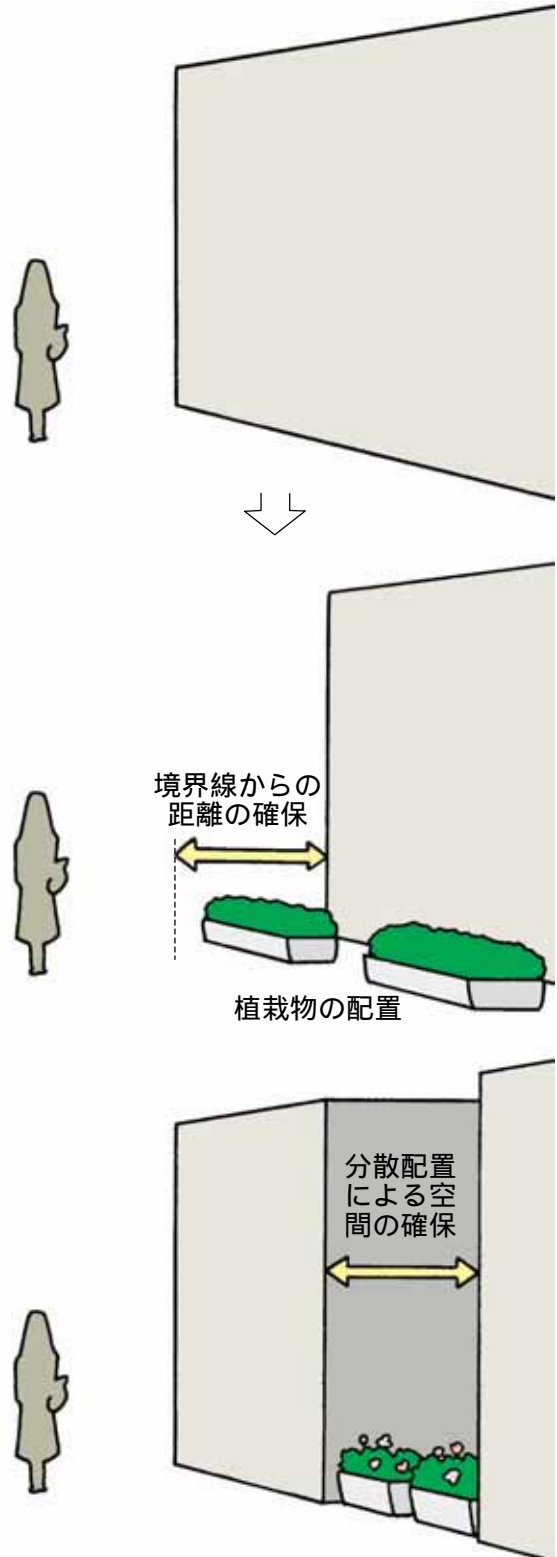
配慮する事項

道路境界線及び隣地境界線から工作物までの距離を確保し、歩行者空間に対する圧迫感・威圧感を緩和します。

道路境界線・隣地境界線からの距離が十分に確保できない場合には、工作物の規模の縮小や分散配置などを検討します。

歩行者空間と接する部分に塀などを設置する場合には、歩行者に親しみやすいデザインとしたり、塀に緑化を施す、あるいは竹垣・生垣の設置などを検討し、圧迫感・威圧感の緩和に努めます。

塀の高さは1.5メートル以下となるよう検討します。1.5メートルを超える場合には、上記の圧迫感・威圧感を緩和する配慮のほか、透視可能な形態とするなど、防犯機能を確保できるよう工夫します。



3 . 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3 - (1) 位置及び規模

歴史性への配慮

ガイドライン

歴史的な建造物などに近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。

基本的な考え方

高根沢町における文化財で、建造物・自然物(樹木)・史跡など、景観に関わってくるものは15件*です。また、指定されているもの以外でも、寺社や古い家屋・長屋門・施設など、地域の歴史を感じさせる建造物が多数存在します。

こうした建築物の景観を保全するとともに、新たな建築物が歴史を感じさせる雰囲気や歴史的景観の連続性を阻害することのないよう配慮します。

* 平成23年現在

配慮する事項

文化財や寺社、地域に古くからある民家や集落など、歴史を感じさせる既存の景観物と調和した位置及び規模を検討します。

工作物の幅や壁面の規模が長大である場合には、規模の縮小や分割、緑化を施すなどの工夫を検討し、歴史ある建築物・景観との調和に努めます。

まちなみの中では、文化財や歴史性を意識した建築物の周辺において、工作物の高さや壁面からの距離をそろえたり、色彩を調和させるなど、景観の連続性を確保できる位置及び規模を検討します。



【歴史ある建築物との調和】(安住神社)



3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(1) 位置及び規模

水辺への配慮

ガイドライン

水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。

基本的な考え方

高根沢町においては、鬼怒川をはじめ一級河川が6本、その他、水田地帯などに普通河川・用水路が流れています。こうした水辺は豊かな自然景観であるとともに、うるおいのある生活環境形成においても重要な要素となっています。

河川空間そのものの良好な景観づくりはもちろん、水辺と他の景観要素が接する水際についても「うるおいの感じられる景観」に配慮します。

配慮する事項

町域西部や町域中央部の水田地帯においては、鬼怒川や一級河川などの河川からの距離を確保します。

水辺空間との距離が十分に確保できない場合には、親しみやすい形態及び意匠や、水辺をイメージした色彩とするなど、水辺景観との連続性を確保します。

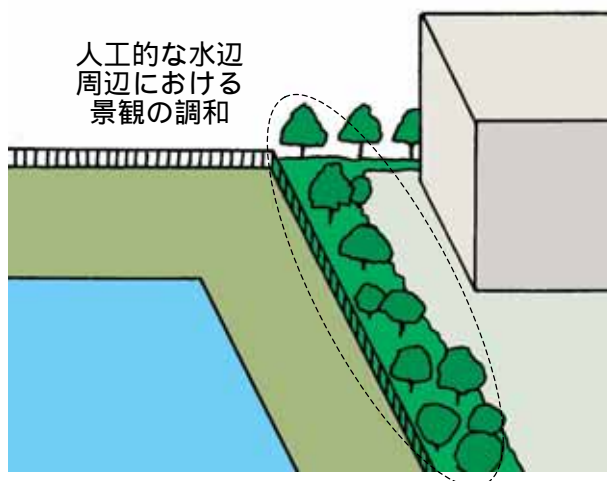
市街地における水路・調整池などの人工的な水辺周辺においても、水辺からの距離や、境界線における連続性を確保するなど、うるおいの感じられる親水景観との調和に努めます。



【良好な水辺空間・景観との調和】



【水路沿いの石垣・生垣による調和】



人工的な水辺
周辺における
景観の調和

3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(2) 形態及び意匠

周辺の景観との調和への配慮

ガイドライン

周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。

基本的な考え方

大規模工作物は、その周辺を含めた景観に与える影響が大きく、周囲や背景との調和に配慮する必要があります。

工作物を構成する要素間の一体性への配慮とともに、周辺や背景が作り出す基調となる景観を判断しながら、「周辺との連続性や背景との調和」に配慮します。

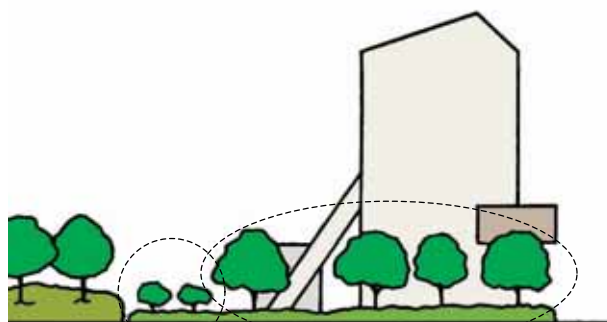
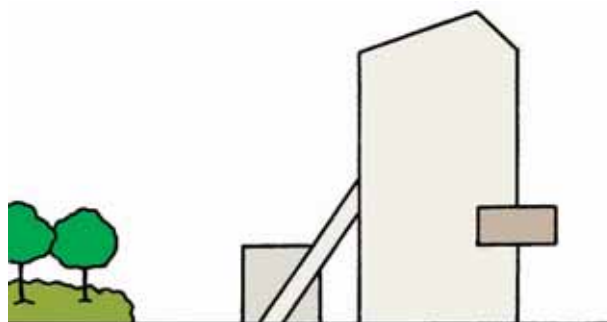
配慮する事項

工作物のデザインを山の稜線や台地部の起伏と調和した形態及び意匠としたり、工作物の周囲に植栽を配置するなど、周辺の自然景観と違和感を生じないよう工夫します。

市街地や集落においては、奇抜な形態及び意匠を避け、周辺の建築物やまちなみと調和した形態及び意匠となるよう努めます。



【高さ・形態への配慮による稜線との調和】



周辺の自然環境
との調和

工作物周辺に
おける植栽

3 . 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3 - (2) 形態及び意匠

歴史性への配慮

ガイドライン

歴史的な建築物などに近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又は歴史的な建造物と調和する形態及び意匠とすること。

基本的な考え方

高根沢町の歴史を感じさせる建築物・自然物・史跡の景観を保全するとともに、その周辺の大規模工作物においては、歴史的な雰囲気や景観の連続性に配慮します。

工作物の具体的な形態・意匠においても、歴史的建造物などとの連続性や調和に配慮します。

配慮する事項

文化財や寺社、地域に古くからある民家や集落など、歴史を感じさせる既存の景観物と調和した形態及び意匠を検討します。

まちなみの中では、文化財や歴史性を意識した建築物の周辺において、工作物の高さを合わせたり、周辺と調和した配慮したデザインを検討するなど、景観の連続性を確保できる形態及び意匠を検討します。

町域中央部の農村景観においては、長屋門や四脚門などを備えた集落と農地による特徴的な景観が形成されており、こうした地域の歴史を感じさせる景観と調和した形態及び意匠を検討します。



【長屋門・四脚門などの特徴ある景観との調和】

3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(3) 色彩

地域性への配慮

ガイドライン

地域の特性に配慮した色彩とすること。

基本的な考え方

高根沢町においては、台地部・水田地帯、河川、山々など、自然を基調にした色彩が特徴となっています。

また、市街地・集落においては、それぞれの地域の成り立ちや生活に応じた色彩が存在します。こうした色彩は多彩ですが、地域特性を印象づける色彩を判断しながら、その調和に配慮します。

配慮する事項

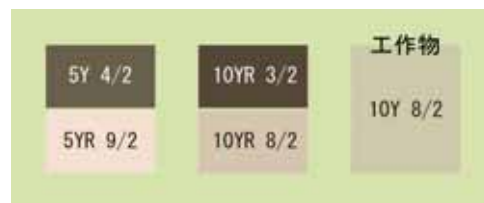
背景となる自然や周辺のまちなみで基調となっている色彩を十分に考慮し、過度に鮮やかな色彩や明るい色彩を壁面などの大きな面積への採用を避け、周辺の自然景観と違和感を生じない景観とします。

工作物全体の鮮やかさや明るさについても、背景となる自然や周辺のまちなみと比べて差が大きくなるよう配慮します。

工作物の周囲に植栽を配置するなど、自然との一体性・連続性を確保します。

都市的な景観が形成されている市街地においては、住宅地・商業地など、市街地の性格によって基調となる色彩が異なることから、それぞれの基調を検討し、周辺から逸脱した色彩とならないよう工夫します。

【例：田園地帯など】



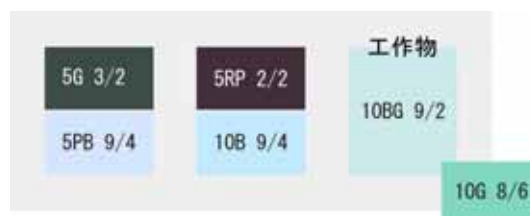
田園の緑を背景に、例えば黄赤～黄系のおだやかな色合いとするなど、自然環境との調和に配慮します。また、周辺建築物などとの調和にも配慮します。

【例：住宅地など】



例えば黄赤～黄系のおだやかな色合いとし、周辺建築物などとの調和に配慮します。アクセントとして彩度の高い色あいを使用する場合は、面積バランスなどに十分配慮します。

【例：商業地など】



はなやかな色合いを多めに採用しつつも、周辺建築物などから逸脱しない一体感・連続性のある色合いとするなど配慮します。アクセントとして彩度の高い色合いを使用する場合は、面積バランスなどに十分配慮します。

* 例示の色彩は、これに限定するものではありません。

3 . 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3 - (4) 材料

地域性への配慮

ガイドライン

外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。

基本的な考え方

地域で産出した材料や伝統的に使用されている材料を外装材などに使用することで、工作物に地域固有の表情を施すことができ、親しみと誇りの持てる景観形成につながります。

高根沢町においては、背景ともなっている八溝山地で産出される八溝材をはじめ、栃木県の地場産材料の活用を検討しながら、「地域性の感じられる景観」づくりに配慮します。

配慮する事項

外装などの見える部分において、県産材の使用を検討し、地域固有の表情を持つ景観形成に努めます。

県産材の使用に際しては、過度な加工を避け、素材感を感じられるものとするなど、形態・意匠・色彩の工夫と併せた検討を行い、その見え方に配慮します。

工作物の規模や構造などの観点から、県産材の使用が困難な場合には、形態及び意匠、色彩の工夫による地域性の表現を検討するなど、地域固有の景観形成に努めます。



【材料や意匠に配慮したごみステーション】



【地域の材料を使用した施設】
(ちよっ蔵ホール)

3 . 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(4) 材料

耐久性への配慮

ガイドライン

外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。

基本的な考え方

工作物の外観は、その地域において長年にわたり景観構成要素として影響を与え続けるものです。工作物自体の景観を印象づける重要な要素でもあります。

外装材の使用においては、劣化により景観への悪影響を与えないよう、その耐久性に配慮します。

配慮する事項

見える部分の劣化や、材料そのものの劣化による景観への影響が少ない、耐久性のある材料の使用を検討します。

維持・管理が容易な材料の使用を検討します。

石材やレンガなど、見える部分の劣化が少なく、汚れが目立たない材料の使用を検討します。ただし、周辺の建築物などで使用されている材料との調和に配慮します。



【機能と景観を兼ね備えた材料】(情報発信館)

3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(5) 敷地の緑化

敷地緑化への配慮

ガイドライン

敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。

基本的な考え方

高根沢町の特徴である豊かな緑に囲まれた景観を活かし、工作物においても周辺の自然と調和した景観形成を図るため、工作物が立地する敷地内における緑化が望まれます。また、緑化により、工作物の圧迫感・威圧感を緩和し、快適で親しみやすい景観とする効果も得られます。

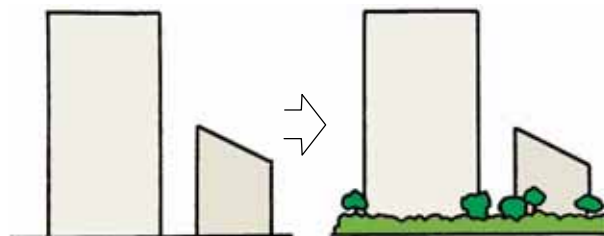
緑豊かで快適な空間づくりにより、景観形成に加え、高根沢町らしい「自然と一体となった住みよい生活環境」づくりの効果が得られるよう配慮します。

配慮する事項

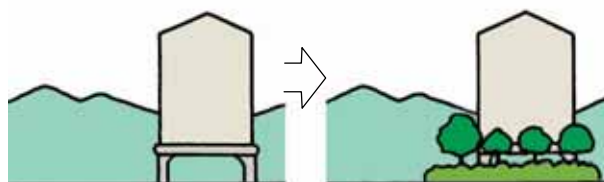
敷地内に工作物だけが設置され、植栽などがなされていないという状態を避け、工作物の圧迫感・威圧感を緩和できるよう、積極的な緑化に努めます。

敷地内においては、植栽の配置を工夫し、道路などの歩行者空間からの見え方にも配慮します。

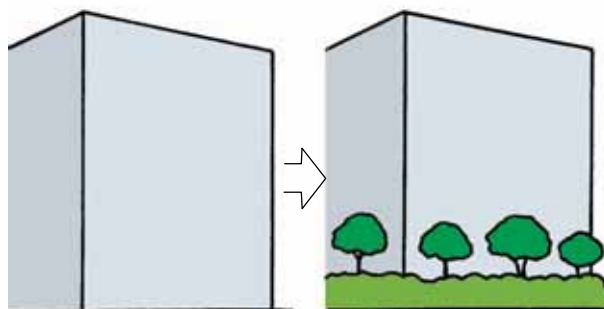
背景となる自然や、周辺における平地林・屋敷林・敷地内緑化と調和した配置とし、景観の調和に努めます。



敷地内における
工作物の一体化



工作物の見え方
への配慮



コンクリートなど
固い印象の工作物
による圧迫感・
威圧感の緩和

3 . 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3 - (5) 敷地の緑化

既存樹木への配慮

ガイドライン

緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景及び活用を図ること。

基本的な考え方

文化財となっている樹木はもちろんのこと、優れた景観を持つ植生や樹木についても、地域のシンボルや固有の生態系を残すなどの機能を持つ緑地として、また、個性ある緑の景観要素として保全する必要があります。

大規模工作物の建築に際し、既存の植生や樹木が敷地内や周辺に存在する場合、その保全と修景、景観要素としての有効活用に配慮します。

配慮する事項

文化財に指定されている樹木や、平地林・屋敷林において目印となる特徴的な樹木が存在する場合には、これを活かし、調和するよう、敷地内の工作物・植栽の配置を検討します。

既存樹木が敷地内にある場合には、工作物の配置計画段階から、現位置または移植により極力保存ができるよう検討し、地域固有の景観を保全します。

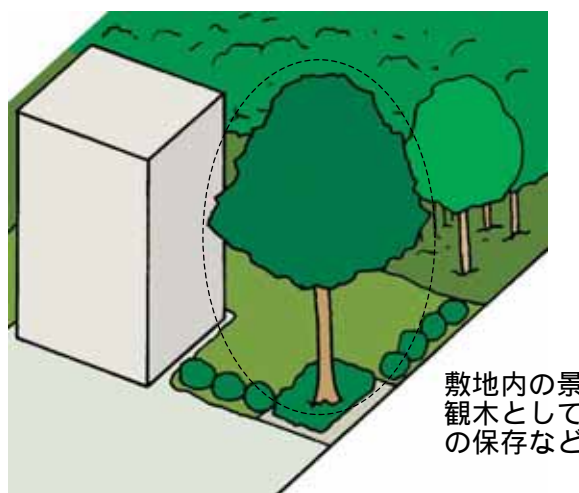
既存の樹木や植生を伐採する場合には、その伐採面積が必要最小限となるよう努めます。



【田園地帯の目印であり鎮守の森としても貴重な植生となっている平地林】



【田園地帯において目印となる樹木】



敷地内の景観木としての保存など

3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3 - (5) 敷地の緑化

緑化樹種への配慮

ガイドライン

樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。

基本的な考え方

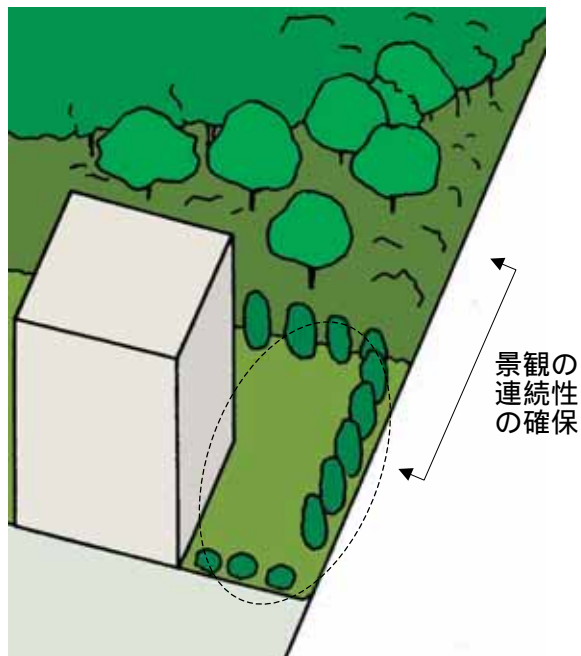
敷地の緑化においては、地域の植生と調和した樹種の使用により、地域の生態系や景観と調和させることが望まれます。地域に根づいている樹種は、地域の気候・風土に合っているため良好な生育が期待でき、維持・管理が容易であるとともに、住民にとっても馴染みが深く親しまれる景観要素です。

このため、地域の植生や生態系と調和した樹種の選定などにより、「地域の植生を保全した親しまれる自然景観」づくりに配慮します。

配慮する事項

平地林・斜面林や寺社の“鎮守の森”においては、古くからの地域の植生が保全されていることが多く、これらが周辺に存在する場合には、その植生や樹種を把握しながら、同じような樹種の導入を検討するなど、景観の連続性を確保します。

地域に根ざした、維持・管理しやすい樹種を検討し、地域の生態系や自然景観を長く維持します。



3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(6) その他

屋外照明の過剰光量への配慮

ガイドライン

屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。

基本的な考え方

屋外照明は、夜間の安全な通行を助ける役割や防犯機能を持ち、また商業地においては賑わいのある夜間景観を演出します。

高根沢町においては、こうした商業空間と居住空間が近接した都市環境となっていることから、屋外照明の光量については、安全・安心な生活を支える機能を確保しつつも、周辺の生活環境・夜間景観、生態系などへの影響に配慮したものとします。

配慮する事項

周辺の屋外照明や敷地内の他の照明と調和するよう、光源の位置や形態を検討し、良好な夜間景観を形成します。

照明の目的を確保しつつも、過度な明るさによって運転手や歩行者の目がくらむことのないよう、直接光源が見えないような照明灯の配置や形態、照度などを検討して安全性の確保に努めます。

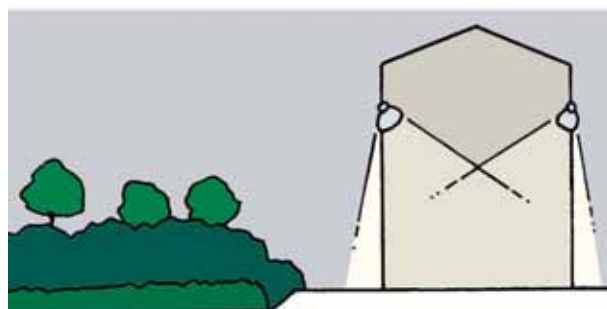
敷地外に漏れる光を抑え、生活や生態系への影響が軽減されるよう、光源の位置や形態を検討します。



自動車や歩行者への配慮



生活空間への配慮



自然環境への配慮

3 . 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(6) その他

工所用囲いへの配慮

ガイドライン

工事中は、敷地の周囲の緑化や、景観に配慮した仮囲いなどにより、できる限り修景の工夫をすること。

基本的な考え方

大規模工作物の工事中は、工所用車両の往来や作業時の人・資材の動きなど、周辺の住民や歩行者にとっては見慣れない環境で、不安感を抱かせたり、雑然とした景観が形成される場合があります、対策が必要です。

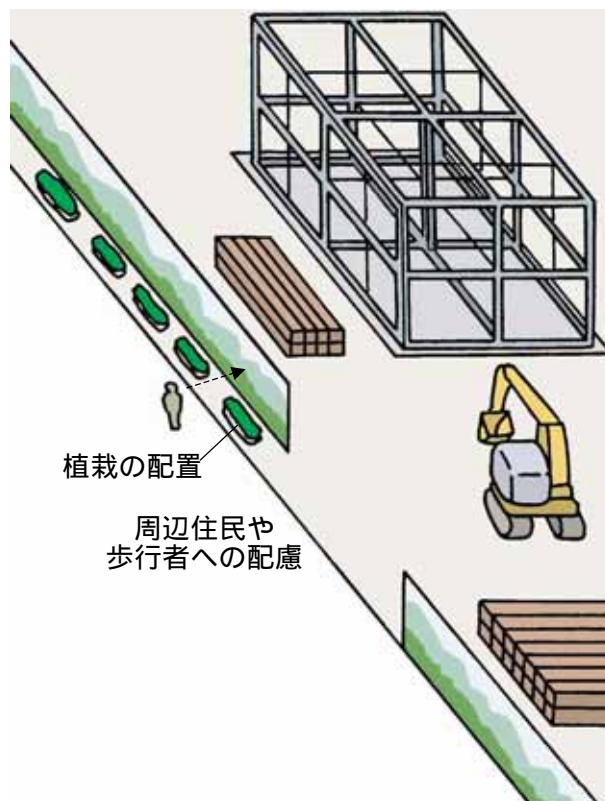
囲いにより遮へいするとともに、親しみやすい絵や緑化物の設置などの工夫を施し、周辺住民や歩行者の安全・安心な生活及び周辺景観に配慮します。

配慮する事項

工事中には、仮囲いやガードフェンスなどの設置を検討し、周辺住民や歩行者への影響を緩和します。

囲いを設置する場合には、絵画や親しみやすいデザインを施すなど、見る人の違和感・圧迫感の軽減や、周辺景観との調和に努めます。

敷地面積に余裕がある場合には、囲いと併せて植栽したプランターやポットを設置するなど、自然景観との調和に努めます。



3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3-(6) その他

工作物に附帯する広告物への配慮

ガイドライン

工作物に附帯する広告物は、栃木県屋外広告物条例に基づく施策との整合性に配慮し、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。

基本的な考え方

屋外広告物は、生活に必要な情報の提供、市街地の賑わいの演出などの機能を持ちますが、無秩序な掲出を行うと、周辺景観との不調和や雑然とした景観などの原因となります。

栃木県屋外広告物条例に基づく規制を遵守することが基本ですが、さらに、良好な景観をつくっていくという観点から、工作物本体や周辺景観と調和した、質の高い屋外広告物となるよう配慮します。

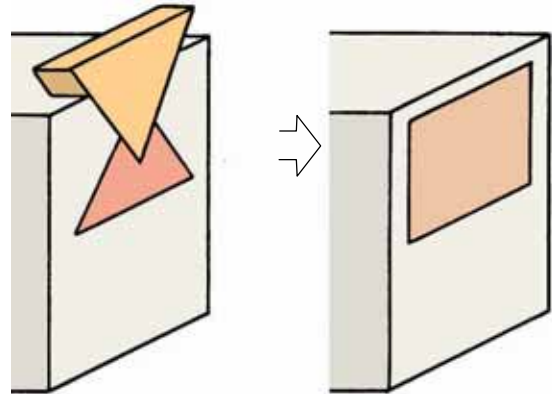
配慮する事項

屋外広告物が附帯する工作物については、計画・設計段階から、周辺の景観との調和や広告物との一体性を踏まえた形態及び意匠とします。

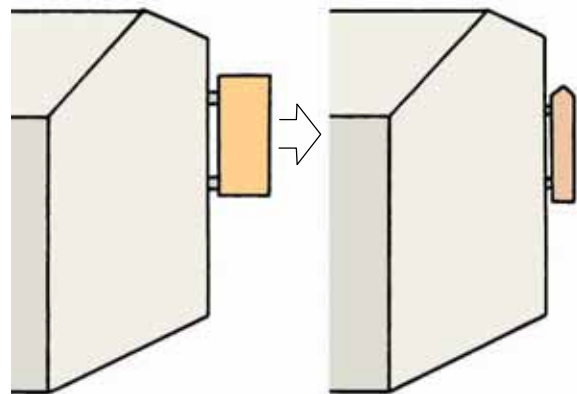
過剰な設置を避けるため、必要最小限の数を附帯・配置するよう検討します。

附帯する工作物の形態・意匠・色彩との統一性に留意するとともに、周辺の自然景観やまちなみ景観との調和に努めます。

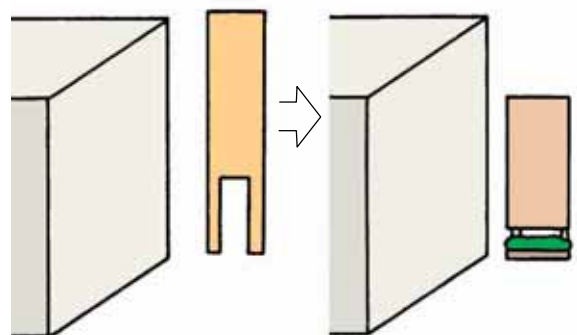
敷地内の屋外広告物についても、周辺の屋外広告物や景観から過度に逸脱することを避けるため、必要最小限の数を設置するよう検討します。



工作物との統一感への配慮



大きさや工作物の形態・意匠との統一感への配慮



大きさや植栽への配慮

3 . 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3 - (6) その他

工作物移転跡地への配慮

ガイドライン

工作物移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

基本的な考え方

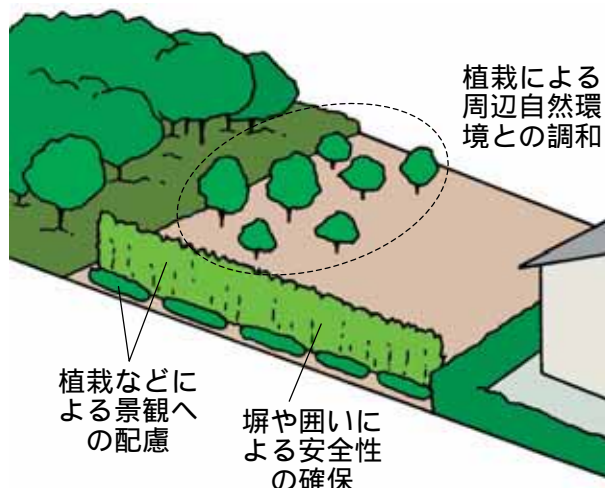
大規模工作物が移転した跡地においては、再利用がなされるまでの間、雑然とした景観が形成されたり、防犯・防災面で不安を与える要素となる場合があります、対応が必要です。

囲いによる遮へいや緑化物の設置などにより、周辺住民の安全・安心な生活及び周辺景観に配慮します。

配慮する事項

跡地においては、仮囲いやガードフェンスなどの設置による周囲からの遮へいや、植栽したプランターやポットの設置による違和感の緩和などを検討し、景観への影響の軽減に努めます。

跡地の管理においては、防災・防犯面での安全性確保や、不法投棄の防止などのため、容易に進入できないようにするか、監視が可能な囲いの形態とするなどの対策に努めます。



4 . 土地の区画形質の変更

4 - (1) 土地の形状及び緑化

のり面の擁壁を避けるための配慮

ガイドライン

長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を活かすこと。

基本的な考え方

高低差のある土地での大規模な造成においては、長大な のり面や擁壁が生じる場合があり、周辺の景観の分断要素になったり、歩行者に圧迫感を与えるなどの影響が想定されます。やむを得ず長大な のり面や擁壁が生じる場合には、段差や緑化などの工夫を施し、景観の連続性の確保や周辺との調和に配慮します。

配慮する事項

長大な のり面、擁壁については、使用する材料や表面の処理による変化や、段差などによる分割した印象を与える形態、緑化ブロックの使用による自然景観の演出など、さまざまな工夫を検討し、圧迫感・威圧感の軽減に努めます。



【石垣により景観に配慮した擁壁】



【段差・植栽により景観に配慮した擁壁】



【マット・植栽による圧迫感・威圧感の軽減】

4 . 土地の区画形質の変更

4 - (1) 土地の形状及び緑化

のり面の緑化に対する配慮

ガイドライン

のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。

基本的な考え方

長大なのり面などの構造においては、急な勾配をつけると植栽可能な樹種が限定されたり、植栽そのものが難しくなるなど、良好な景観形成の阻害要因となる場合があります。

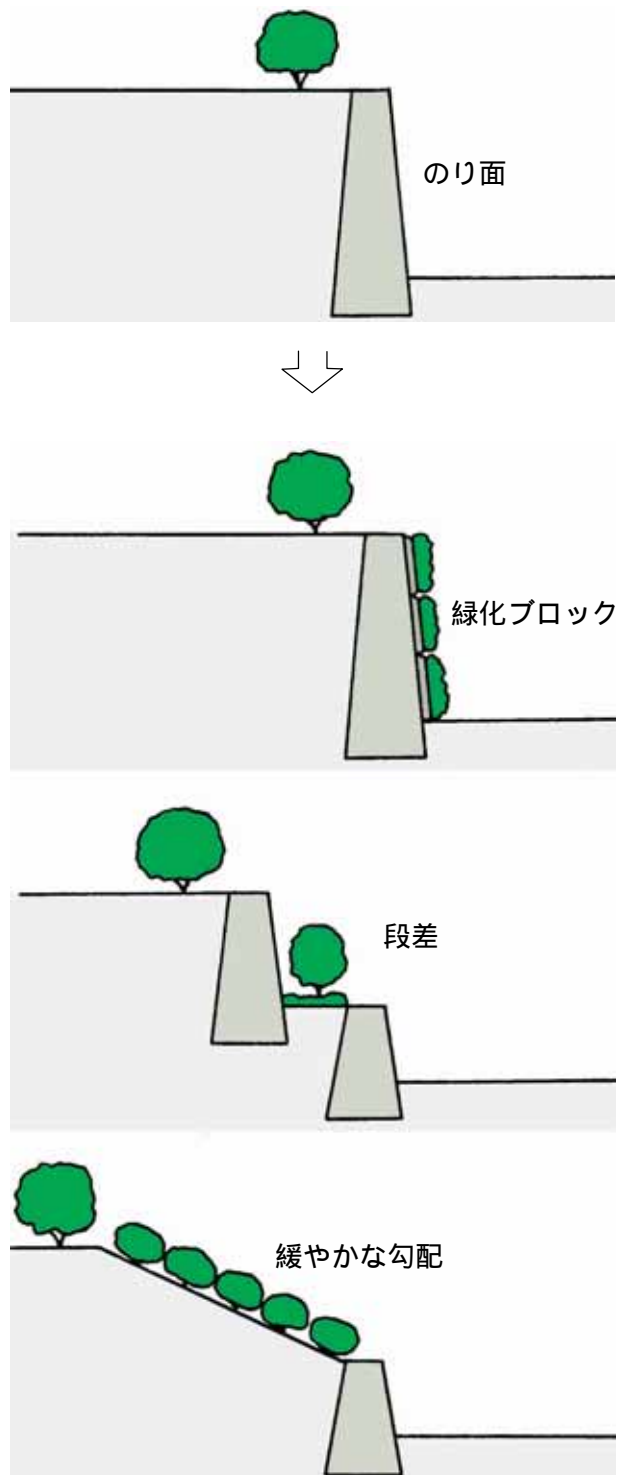
そこで、造成の計画・設計段階において、できる限りゆるやかな勾配の確保により、植栽しやすい構造とし、周辺の植生や景観と調和した緑化を図れるよう配慮します。

配慮する事項

高根沢町においては、平地部と台地部の境界における斜面林が特徴ある景観を形成していることから、のり面が発生する場合には、なるべく植栽による緑化を検討し、「高根沢町らしさ」の感じられる景観形成に努めます。

住宅地や歩行者が多い場所に近接している場合には、のり面における花き植栽を検討し、親しみのある景観形成に努めます。

土地の区画形質の変更における計画・設計段階から、植栽を前提とした緩やかなのり面勾配の確保や、緑化ブロックの使用、意匠・色彩など、自然景観との調和が図られるようさまざまな工夫を検討します。



4 . 土地の区画形質の変更

4 - (1) 土地の形状及び緑化

敷地分割の適正化への配慮

ガイドライン

土地の不整形な分割又は細分化は避け、整然としたゆとりある区画の確保を図ること。

基本的な考え方

敷地の不整形な分割や細分化については、建築物が立地した後に雑然とした印象や建て込んだ印象などを与える場合があります。これは、良好な景観の阻害要因であるとともに、住みよい居住環境形成を妨げることにもなり、対応が必要です。

高根沢町においては、自然に囲まれたゆとりある住宅地の景観が形成されており、こうしたイメージを大切にしたい景観形成のため、住宅地などにおいては敷地の形状や分割に対するルールを定めるなどの手法を検討しながら、一定規模の敷地形状・規模の確保に配慮します。

配慮する事項

土地の区画形質の変更で、複数の区画を対象とする事業などの場合、計画段階から整然とした区画形状を検討し、良好なまちなみ景観形成に努めます。

区画の規模についても、計画段階からゆとりある敷地規模の確保を検討し、ゆとりあるまちなみ景観形成に努めます。

十分な規模が確保された敷地が整然と配置されることにより、ゆとりあるまちなみ景観や、通風や日照、防災機能が確保された住みよい居住環境の形成につながることから、敷地分割における規模の適正化に十分に配慮します。



緑豊かでゆとりのある
まちなみ景観への配慮

4 . 土地の区画形質の変更

4 - (2) その他

自然の活用と保全への配慮

ガイドライン

優れた景観を形成する樹木などがある場合は、その保全及び活用を図ること。

基本的な考え方

区画形質の変更を行おうとする土地やその周辺において、優れた景観を形成する樹木や植生、河川などの自然環境が存在する場合には、地域の個性ある景観要素として保全する必要があります。また、高根沢町らしい、豊かな自然を感じられる景観形成のため、敷地緑化などに活用することが望まれます。

そこで、こうした景観要素の保存や修景を検討し、変更前の面影を残し、周辺の自然と調和した景観形成に配慮します。

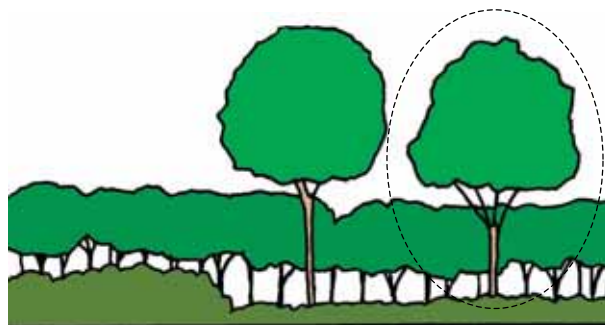
配慮する事項

区画形質の変更を行おうとする土地において、地域の目印となる特徴的な樹木や良好な植生、水辺空間などが存在する場合は、計画段階でこれらの保全を検討し、自然と調和した景観が形成されるよう努めます。

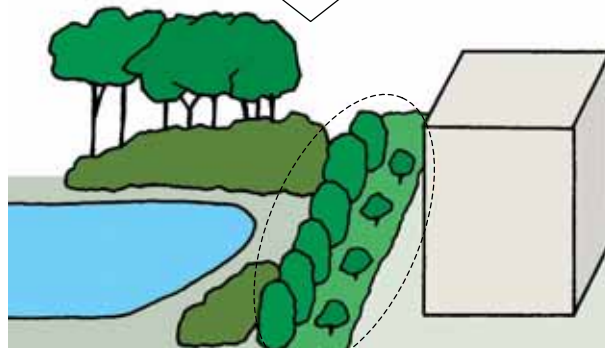
樹木や植生については、現位置または移植により極力保存ができるよう検討し、やむを得ず伐採する場合には、その伐採面積が必要最小限となるよう努めます。

新たな植栽を行う場合には、地域の植生や樹種との調和に配慮します。

水辺空間についても、その保全に努め、地域の自然景観との調和に配慮します。



敷地内の景観木・植栽としての保全



水辺空間との調和

5 . 屋外における土石・再生資源などの物件の堆積

5 - (1) 位置及び規模

堆積物件の形状への配慮

ガイドライン

堆積などの面積は必要最小限にとどめ、高さはできる限り低くするとともに、整然とした堆積とすること。

基本的な考え方

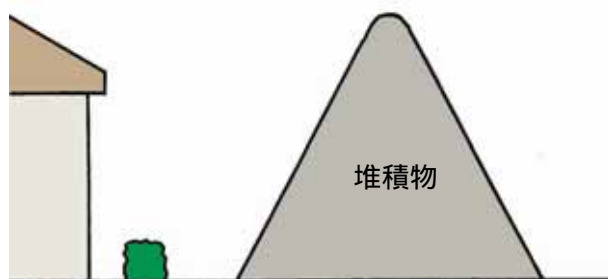
屋外における土石・再生資源などについては、その堆積後の形状により、雑然とした景観となったり、周辺の景観の連続性を遮断するなど、眺望の妨げになる場合があります。対応が必要です。

堆積の形状については、高さを抑えたり、整然とした形状とするなど、周辺の景観との調和に配慮します。

配慮する事項

堆積物件の高さは、周辺の自然や建築物などの高さを超えないよう配慮し、やむをえず超える場合であっても、分割して堆積し高さを抑えるなど、周辺景観との調和に努めます。

複数の堆積物件を配置する場合には、それぞれの形状や高さなどをそろえ、整然とした景観形成に努めます。



5 . 屋外における土石・再生資源などの物件の堆積

5 - (1) 位置及び規模

周辺の景観との調和への配慮

ガイドライン

道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう植栽によって遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

基本的な考え方

土石・再生資源などが堆積している状態は、自然環境や居住空間においては見慣れない景観で、周辺景観との不調和を生じたり、周辺住民や歩行者などに不安感を与える場合があり、対策が必要です。

囲いによる遮へいや緑化物の設置などの工夫を施し、周辺の景観に配慮します。

配慮する事項

堆積地には、塀や植栽による囲いの設置を検討し、周辺住民や歩行者への影響を緩和します。

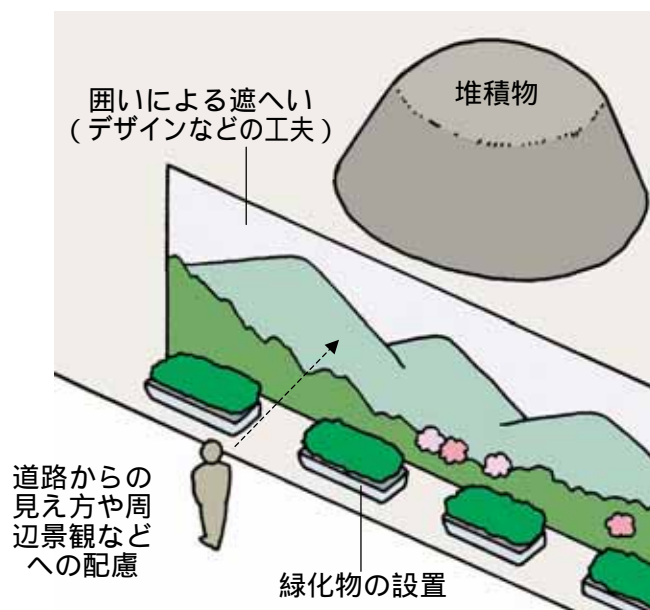
敷地面積に余裕がある場合には、堆積の位置を道路や公共施設などからなるべく見えにくい位置とするなど、周辺景観への影響を緩和するよう工夫します。



【敷地奥の堆積による景観への配慮】



【イメージ：目隠しの植栽によるさらなる配慮】



6 . 木竹の伐採

6 - (1) 位置及び規模

伐採面積の適正化への配慮

ガイドライン

木竹の伐採面積は必要最小限にとどめること。

基本的な考え方

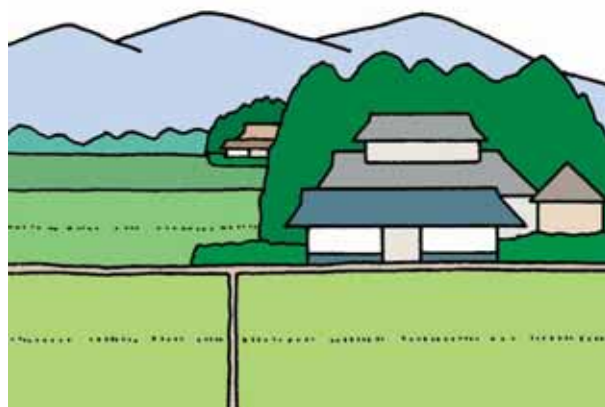
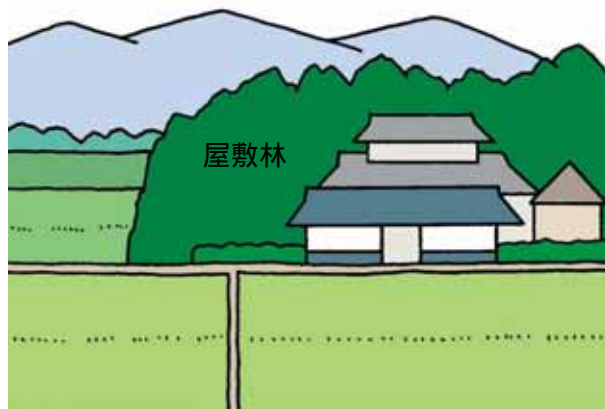
木竹を伐採する場合、その伐採面積によっては、周辺の自然景観を分断したり、自然環境そのものへの影響が出る場合があります、対応が必要です。特に、屋敷林を伐採する場合、その影響はきわめて顕著であり、十分な配慮が必要です。

事前に、周辺の景観や植生、生態系に与える影響を検討しながら、なるべく伐採面積が小さくなるよう配慮します。

配慮する事項

木竹を伐採する場合には、事前に周辺の景観・植生・生態系に与える影響を検討し、その影響が少ない部分を伐採対象とするよう努めます。

伐採面積については、必要最小限となるよう検討します。



必要最小限の伐採による景観への配慮

6 . 木竹の伐採

6 - (1) 位置及び規模

自然の活用と保全への配慮

ガイドライン

優れた景観を形成する樹木などがある場合は、その保全及び活用を図ること。

基本的な考え方

伐採の対象エリアやその周辺において優れた景観を形成する樹木などがある場合には、地域の個性ある景観要素として保全する必要があります。

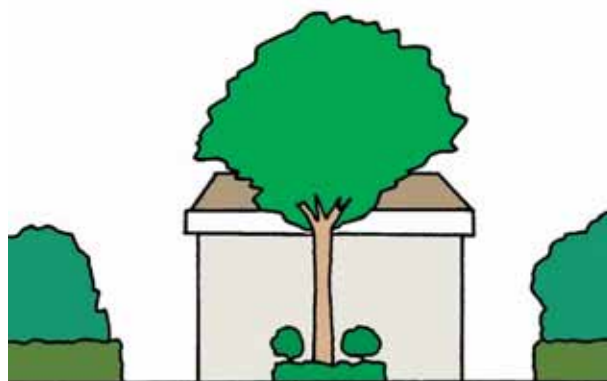
そこで、こうした樹木などの保存や修景を検討し、良好な景観を維持するための要素として活用できるよう配慮します。

配慮する事項

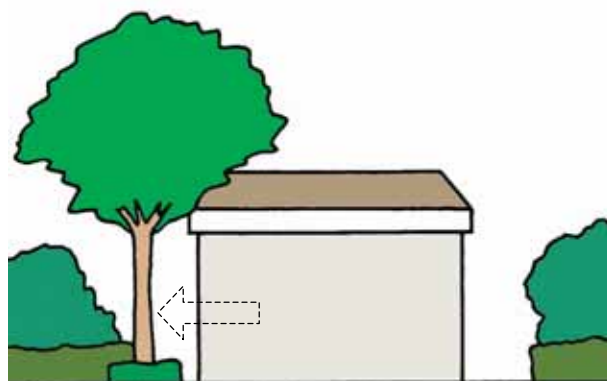
伐採対象となる土地において、地域の目印となる特徴的な樹木が存在する場合には、伐採対象からの除外を検討し、極力、保存を検討します。

やむを得ず伐採対象とする場合には、移植できるように敷地内の配置を工夫するなど、良好な景観要素としての保全に努めます。

樹木などを保存する場合には、敷地内緑化における自然景観要素としての活用を検討します。



敷地内の景観木としての保全



敷地内の景観木としての保全（移植）

6 . 木竹の伐採

6 - (2) その他

伐採後の景観維持への配慮

ガイドライン

伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、低・中木の植栽など、必要な代替措置を講じること。

基本的な考え方

木竹の伐採後は、周辺景観や植生・生態系などに変化が生じることから、その修復・回復に向けた対応が必要です。

景観への影響をなるべく抑えるとともに、自然環境の持続性を確保するため、樹木の植栽など、自然環境の復元に配慮した措置が望まれます。

配慮する事項

伐採後の土地について、比較的短期間のうちに建築物や工作物を建設する予定がある場合は、着工までの間、仮囲いや植栽プランターなどの設置により、景観への影響の軽減に努めます。

長期間にわたり土地利用の予定がない場合は、低・中木を植栽するなど、景観や環境面での代替機能の確保に努めます。



景観ガイドラインにおける用語の定義について

景観ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりです。(条例第2条関係)

建築物	建築基準法第2条第1号(1)に規定する建築物(工作物に区分されるものを除く)
工作物	門扉、さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁その他これらに類するもの
	煙突、排気塔その他これらに類するもの
	鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
	高架水槽、冷却塔、サイロその他これらに類するもの
	広告塔、広告板その他これらに類するもの
	彫像、記念碑その他これらに類するもの
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
	観覧車、飛行搭、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドなどの遊戯施設
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントなどの製造施設
	ガス、石油製品、穀物、飼料などを貯蔵し、又は処理する施設
	自動車車庫の用に供する施設
汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設	
土地の 区画・形質 の変更	切土(2)であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるのり(4)を生ずることとなるもの
	盛土(3)であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超えるのりを生ずることとなるもの
	切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下ののりを生じ、かつ当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるのりを生ずることとなるもの
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、その面積が1,000平方メートル以上のもの

()

- 1 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。
- 2 斜面や土地の高い部分を切り取って平坦な地表を作る、又は周囲より低くする工事。
- 3 斜面や土地の低い部分に土砂を盛り上げて高くし、平坦な地表を作る、又は周囲より高くする工事。
- 4 のり面。切土や盛土により作られる人工的な斜面のこと。